

第4次 佐賀県障害者プラン

平成31年3月



<http://www.pref.saga.lg.jp/>



目次

第1章 総論

はじめに

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の性格・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 障害保健福祉圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

佐賀県の現状

- 1 障害者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 身体障害者数の推移（身体障害者手帳所持者数）・・・・・・・・ 11
 - ①等級別
 - ②年齢階層別
 - ③障害種類別
 - (2) 知的障害者数の推移（療育手帳所持者数）・・・・・・・・ 14
 - ①障害程度別
 - ②年齢階層別
 - (3) 精神障害者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - ①障害者等級別（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

障害者を取り巻く環境の変化等

- 1 障害者基本法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 障害者総合支援法の施行・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 障害者虐待防止法の施行・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 障害者雇用促進法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 障害者優先調達推進法の施行・・・・・・・・・・・・ 18
- 6 障害者差別解消法の施行・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 7 障害者権利条約の批准・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 8 発達障害者支援法の一部を改正する法律・・・・・・・・ 19
- 9 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律・・・・ 19
- 10 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の施行・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 11 「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の施行・・ 20



計画の基本的考え方

- 1 基本理念 2 1
- 2 基本目標 2 2

第2章 各論

分野別施策の基本的方向

I 地域で安心して暮らしている

- 1. 生活支援
 - (1) 相談支援体制の充実 2 4
 - (2) 在宅サービス等の充実 2 6
 - (3) 障害児支援の充実 2 8
 - (4) サービスの質の向上等 3 0
 - (5) 人材の育成・確保 3 0
 - (6) 福祉用具の研究開発 3 1
- 2. 保健・医療
 - (1) 保健・医療の充実等 3 2
 - (2) 精神保健・医療の提供等 3 4
 - (3) 人材の育成・確保 3 6
 - (4) 難病に関する施策の推進 3 7
 - (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療 3 8
- 3. 生活環境
 - (1) 住宅の確保 3 9
 - (2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等 4 0
 - (3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進 4 0
 - (4) 人にやさしいまちづくりの総合的な推進 4 1
- 4. 安全・安心
 - (1) 防災対策の推進 4 3
 - (2) 災害からの復興 4 5
 - (3) 防犯対策の推進 4 5
 - (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 4 6

II 地域で働き、生きる喜びを感じる

- 1. 雇用・就業
 - (1) 障害者雇用の促進 4 7
 - (2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進 5 0



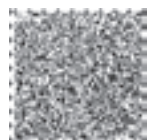
| | |
|----------------------------|-----|
| (3) 総合的な就労支援 | 5 1 |
| (4) 障害特性に応じた就労支援 | 5 2 |
| (5) 就労の底上げ | 5 2 |
| (6) 経済的自立の支援 | 5 3 |
| 2. 文化芸術活動・スポーツ | |
| (1) 文化芸術活動の推進 | 5 4 |
| (2) スポーツ等の推進 | 5 5 |
| 3. 情報アクセシビリティ | |
| (1) 情報通信等における情報アクセシビリティの向上 | 5 6 |
| (2) 情報提供の充実等 | 5 6 |
| (3) 意思疎通支援の充実 | 5 7 |
| (4) 行政情報のアクセシビリティの向上 | 5 9 |

Ⅲ 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

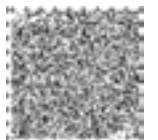
| | |
|----------------------------|-----|
| 1. 教育 | |
| (1) 教育環境の整備 | 6 0 |
| (2) インクルーシブ教育システムへの対応 | 6 2 |
| (3) 障害者等の国際理解、国際交流の推進 | 6 4 |
| 2. 広報・啓発活動の推進 | |
| (1) 広報・啓発活動の推進 | 6 5 |
| (2) 障害及び障害者理解の促進 | 6 6 |
| (3) ボランティア活動等の推進 | 6 7 |
| 3. 差別解消及び権利擁護等の推進 | |
| (1) 障害を理由とする差別解消の推進 | 6 8 |
| (2) 権利擁護の推進 | 6 8 |
| (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 | 6 9 |
| (4) 選挙等における配慮等 | 7 0 |
| (5) 司法手続等における配慮等 | 7 1 |

資料

| | |
|-----------------------|-----|
| 計画の策定経過 | 7 4 |
| 佐賀県障害者施策推進協議会名簿 | 7 5 |
| 第4次佐賀県障害者プラン関連成果目標 | 7 6 |
| 平成29年度佐賀県障害者福祉ニーズ調査結果 | 8 0 |



第1章 総論



はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

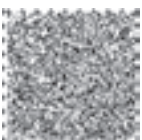
佐賀県では、平成6年に「佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画（平成6年度～平成15年度）」を策定しました。平成10年にはその重点実施計画として「佐賀県障害者プラン（平成10年度～平成15年度）」を策定し、障害福祉サービス等の具体的な数値目標を掲げ、障害福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。また、平成15年度に基本理念を継承し、さらに一層、障害福祉施策を促進していくため、「佐賀県新障害者プラン（平成16年度～平成25年度）」を策定するとともに、平成25年度には「第3次佐賀県障害者プラン（平成26年度～平成30年度）」を策定し、各種施策に取り組んできました。

この間、国においては、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれのサービスを利用する仕組みが一元化され、サービスに係る経費が義務的経費となり、財源の安定化が図られました。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られました。同年8月には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直しや合理的な配慮が新たに規定されました。

また、平成25年4月には、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されるとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障害者に対する差別的取扱を禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられるとともに、平成26年1月20日に、日本は、障害者の権利を実現するための措置等を規定する「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。

佐賀県においても、平成30年9月に「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」と「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を施行しました。



このような、国内法の整備や国際的な障害福祉施策における大きな制度の改革や社会情勢の中、県民が障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会を目指して、「第4次佐賀県障害者プラン」を策定しました。

なお、今回の計画の計画期間は、第5期佐賀県障害福祉計画・第1期佐賀県障害児福祉計画の計画期間の終期と合わせるため、2019年度（平成31年度）から2020年度（平成32年度）までの2年間とします（第5次佐賀県障害者プランは、障害福祉計画や障害児福祉計画を含んだものとします。）。

今回の計画は、このように計画期間を短期間とすることから、基本理念や基本目標は第3次佐賀県障害者プランを継承することとしました。



2 計画の性格・位置づけ

① この計画は、障害者基本法第11条第2項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。

また、難病、高次脳機能障害により、生活や教育等において支援が必要な人に対する取組も行っていくものです。

② この計画は、市町の障害福祉施策を推進する上での基本的な方向を示すものであり、市町障害者計画策定に当たっての基本となるものです。

○障害者基本法（抜粋）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。



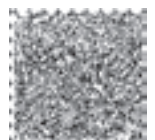
3 計画期間

計画期間は、2019年度（平成31年度）から2020年度（平成32年度）までの2年間とします。

障害福祉サービスに係る数値目標については、「第5期佐賀県障害福祉計画・第1期佐賀県障害児福祉計画」において、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）を期間として設定しています。

また、佐賀県総合計画など、その他の様々な計画においても、計画期間が異なることから、必要に応じ数値目標の見直しを行います。

| | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (H32) |
|---|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|---------------|-------------------------------|
| 佐賀県 障害者プラン (障害者基本法) | 第3次佐賀県障害者プラン | | | | 第4次佐賀県 障害者プラン | | |
| 佐賀県 障害福祉計画 (障害者総合支援法) 障害児福祉計画 (児童福祉法) | | | | | 第4期佐賀県障害福祉計画 | | 第5期佐賀県障害福祉計画 第1期佐賀県障害児福祉計画 |



4 障害保健福祉圏域

障害者施策推進については、県及び市町がそれぞれの役割に応じて障害福祉サービス等の提供を行います。市町の人口規模や地域の実情等に応じて、広域的な取組が必要なことから、障害保健福祉圏域を設定します。

障害保健福祉圏域については、保健・医療・福祉等の連携を勘案し、「佐賀県保健医療計画（第7次）」の二次保健医療圏、「さがゴールドプラン21（第7期）」の老人福祉圏域と同じ5圏域とします。

なお、この圏域は、社会情勢等の変化に対応して、適切な圏域となるよう適宜見直しを行います。

| 圏域名 | 区 域 |
|------------|---|
| 中部障害保健福祉圏域 | 佐賀市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡（吉野ヶ里町） |
| 東部障害保健福祉圏域 | 鳥栖市、三養基郡（基山町、上峰町、みやき町） |
| 北部障害保健福祉圏域 | 唐津市、東松浦郡（玄海町） |
| 西部障害保健福祉圏域 | 伊万里市、西松浦郡（有田町） |
| 南部障害保健福祉圏域 | 武雄市、鹿島市、嬉野市、 杵島郡（大町町、江北町、白石町）、藤津郡（太良町） |



5 計画の推進

計画に掲げた施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により計画の推進及び進行管理を行います。

1 各主体に期待される役割

この計画の推進に当たっては、県民、障害者支援団体、企業、市町、県が、それぞれの役割を担い、お互いに協働することが必要です。

また、障害を理由とする差別解消、権利擁護の推進に努めることが必要です。

(1) 県民の役割

障害者も積極的に社会活動に参画し、障害のあるなしにかかわらず地域社会の中でともに支え合う社会づくりが求められています。このため、県民一人ひとりが、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

(2) 障害者支援団体の役割

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者やその家族等のニーズに基づいた支援活動、障害や障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、自主的で積極的な活動をする必要があります。また、行政や企業との協働により、これらの活動を促進するとともに、各支援団体においても職員への障害や障害者に対する研修等を実施し、人材育成に取り組むことが必要です。

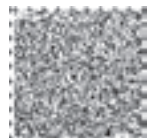
(3) 企業の役割

障害者が有する能力を正当に評価し、障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害者に適した職場環境の整備に努めることが必要です。

(4) 市町の役割

市町は、障害者にとって最も身近な自治体であることから、住民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるための基礎的できめ細かなサービスの提供を行うことが必要です。このため、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供する体制の整備などを進めることが必要です。

また、単独の市町では実施困難な事業等については、障害保健福祉圏域内の市町間の連携などにより事業の推進に当たることが必要です。



(5) 県の役割と推進体制

① 県の役割

県は、広域的な立場から、障害保健福祉圏域間の調整、先導的施策の実施及び誘導、市町が行うことが困難な広域的な取組を行います。障害者、地域・住民、障害者支援団体、市町などと積極的に意見交換や協議を行うとともに協働により障害者施策を進めます。

また、地域のニーズにあった障害福祉サービスの推進やそのための財源確保を図るために国に対して政策提案を行います。

② 推進体制

(ア) 障害者支援団体や民間事業所との連携

県では、障害者支援団体や民間事業所が障害福祉をより良くするための多様な活動を積極的に行っていることから、日頃からこれらの関係者と意見交換を行うとともに協働により一体となって施策を進めます。

(イ) 市町との連携

障害者が、必要な障害福祉サービスを県内どこでも受けられるように、市町と連携を図り、施策の効果的な推進に努めます。

(ウ) 県庁内関係部局との連携

障害福祉施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にわたるため、関係部局が連携して取り組みます。

(エ) 自立支援協議会

地域全体で障害者を支える力を高める観点から、福祉団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者等のネットワークを構築し、強化します。

2 評価及び進行管理

学識経験者や障害当事者・障害者支援団体などで構成する「佐賀県障害者施策推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況の評価及び進行管理を行い、計画的に施策の推進を図ります。



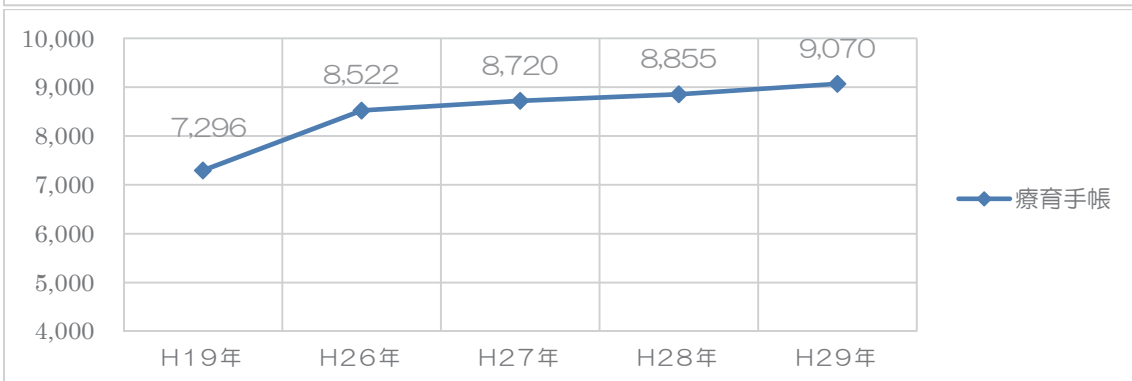
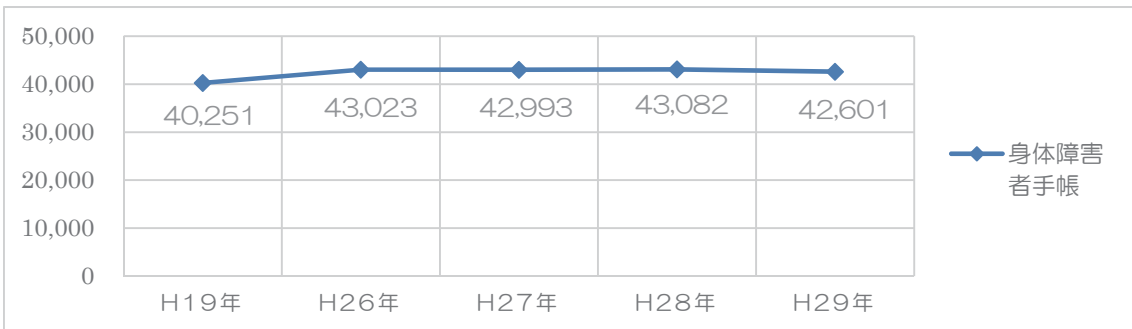
佐賀県の現状

1 障害者数の推移

- 平成 29 年度末現在で、身体障害者手帳所持者数 42,601 人、療育手帳所持者数 9,070 人となっており、身体障害者数はほぼ横ばい、知的障害者数は年々増加傾向にあります。

■ 県内の障害者手帳所持者数 (各年度末 単位：人)

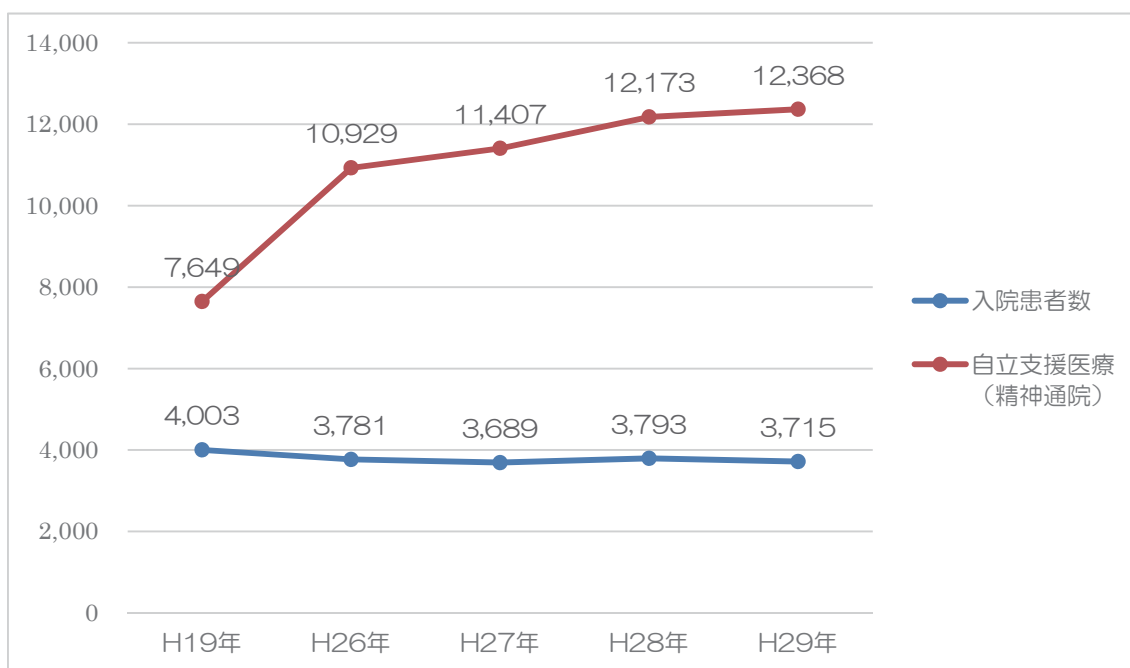
| | H19 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳 | 40,251 | 43,023 | 42,993 | 43,082 | 42,601 |
| うち 1～2 級 | 17,791 | 18,123 | 17,762 | 17,625 | 17,277 |
| うち 3～6 級 | 22,460 | 24,900 | 25,231 | 25,457 | 25,324 |
| 知的障害者（療育手帳） | 7,296 | 8,522 | 8,720 | 8,855 | 9,070 |
| うち重度（A） | 3,010 | 3,279 | 3,304 | 3,319 | 3,398 |
| うち中軽度（B） | 4,286 | 5,243 | 5,416 | 5,536 | 5,672 |



○ 精神障害者数は、平成 29 年度末現在で、入院患者数は 3,715 人、自立支援医療（精神通院）受給者数は 12,368 人となっています。入院患者数は、減少傾向にありますが、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 19 年度と比較すると 161.7% と大きな伸びを示しています。

■ 県内の精神障害者数 (各年度末 単位：人)

| | H19 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入院患者数 | 4,003 | 3,781 | 3,689 | 3,793 | 3,715 |
| 自立支援医療 (精神通院) | 7,649 | 10,929 | 11,407 | 12,173 | 12,368 |
| 計 | 11,652 | 14,710 | 15,096 | 15,966 | 16,083 |



(1) 身体障害者数の推移 (身体障害者手帳所持者数)

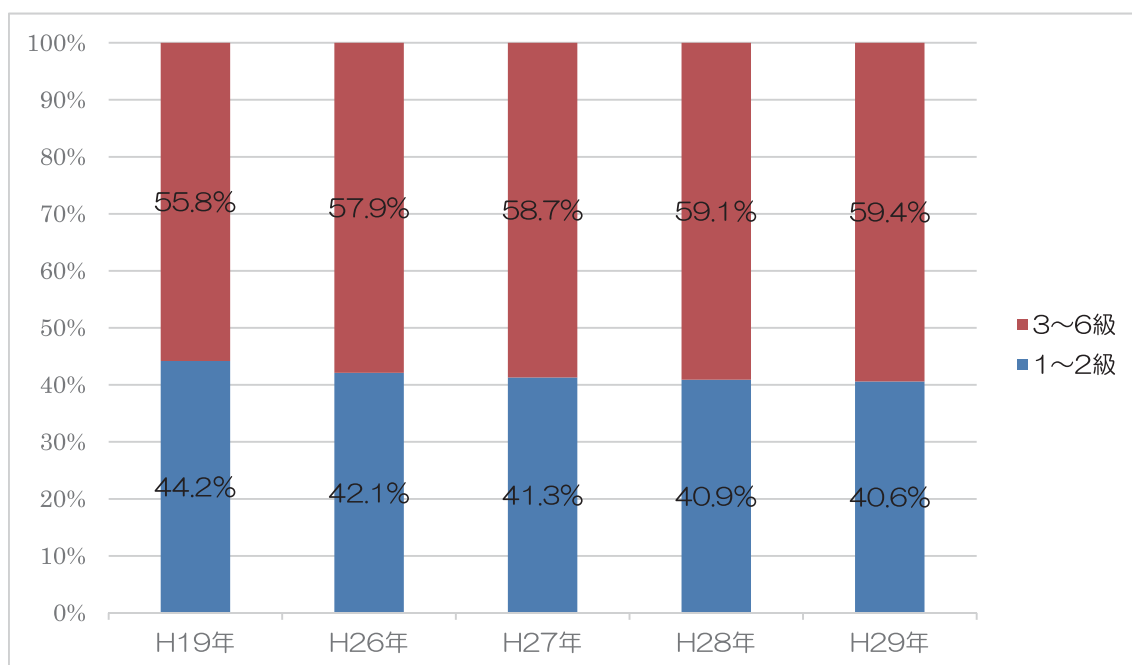
①等級別

平成 29 年度末現在で、1～2 級の重い障害を有する身体障害者は 17,277 人で、3～6 級は 25,324 人となっています。平成 19 年度と比較すると、1～2 級は横ばいとなっていますが、3～6 級は 12.8%増加しています。

■身体障害者手帳所持者数

(各年度末 単位：人)

| | H19 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 級～2 級 | 17,791 | 18,123 | 17,762 | 17,625 | 17,277 |
| | 44.2% | 42.1% | 41.3% | 40.9% | 40.6% |
| 3 級～6 級 | 22,460 | 24,900 | 25,231 | 25,457 | 25,324 |
| | 55.8% | 57.9% | 58.7% | 59.1% | 59.4% |
| | 40,251 | 43,023 | 42,993 | 43,082 | 42,601 |



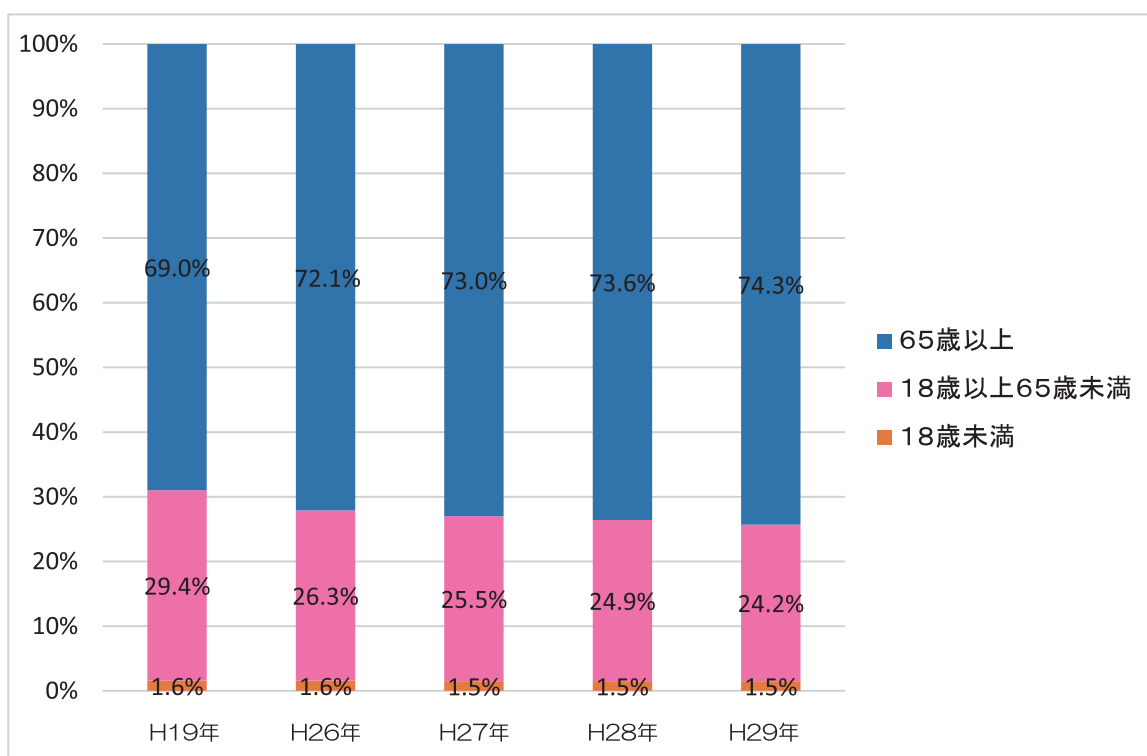
②年齢階層別

平成 29 年度末現在で、年齢階層別に身体障害者数の構成比をみると、65 歳以上が 74.3%を占め、平成 19 年度の 69.0%と比較するとその割合が 5.3 ポイント増加しており、高齢化が進んでいます。

■身体障害者手帳所持者数

(各年度末 単位：人)

| | H19 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18 歳未満 | 642 | 676 | 663 | 656 | 649 |
| | 1.6% | 1.6% | 1.5% | 1.5% | 1.5% |
| 18 歳以上 65 歳未満 | 11,829 | 11,326 | 10,953 | 10,703 | 10,302 |
| | 29.4% | 26.3% | 25.5% | 24.9% | 24.2% |
| 65 歳以上 | 27,780 | 31,021 | 31,377 | 31,723 | 31,650 |
| | 69.0% | 72.1% | 73.0% | 73.6% | 74.3% |
| 計 | 40,251 | 43,023 | 42,993 | 43,082 | 42,601 |



③障害種類別

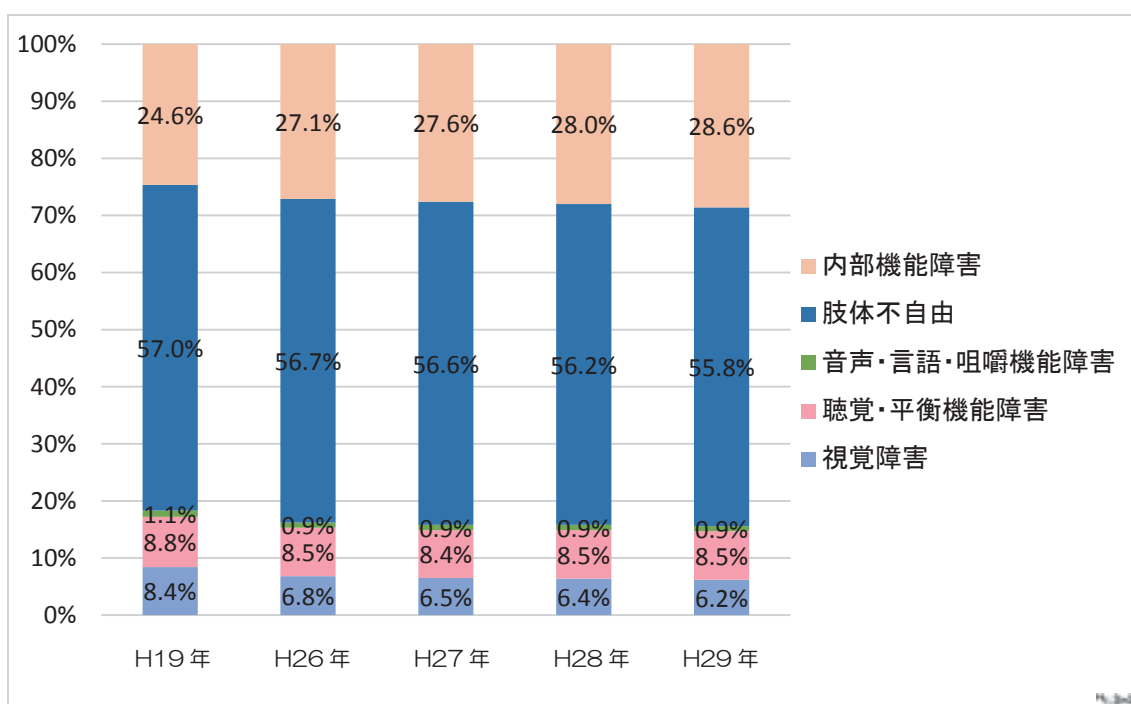
平成 29 年度末現在で、障害種類別の構成比をみると、肢体不自由者が 55.8%と最も多く、次に内部機能障害者の 28.6%となっています。

平成 19 年度と比較すると、視覚障害者、音声・言語・咀嚼機能障害者は減少していますが、内部機能障害者、肢体不自由者は増加しています。

■身体障害者手帳所持者数

(各年度末 単位：人)

| | H19 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 視覚障害 | 3,401 | 2,903 | 2,816 | 2,745 | 2,633 |
| | 8.4% | 6.8% | 6.5% | 6.4% | 6.2% |
| 聴覚・平衡機能障害 | 3,545 | 3,667 | 3,619 | 3,649 | 3,621 |
| | 8.8% | 8.5% | 8.4% | 8.5% | 8.5% |
| 音声・言語 ・咀嚼機能障害 | 449 | 370 | 367 | 390 | 390 |
| | 1.1% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% |
| 肢体不自由 | 22,943 | 24,407 | 24,331 | 24,237 | 23,778 |
| | 57.0% | 56.7% | 56.6% | 56.2% | 55.8% |
| 内部機能障害 | 9,913 | 11,676 | 11,860 | 12,061 | 12,179 |
| | 24.6% | 27.1% | 27.6% | 28.0% | 28.6% |
| 計 | 40,251 | 43,023 | 42,993 | 43,082 | 42,601 |



(2) 知的障害者数の推移（療育手帳所持者数）

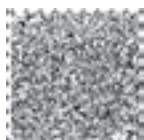
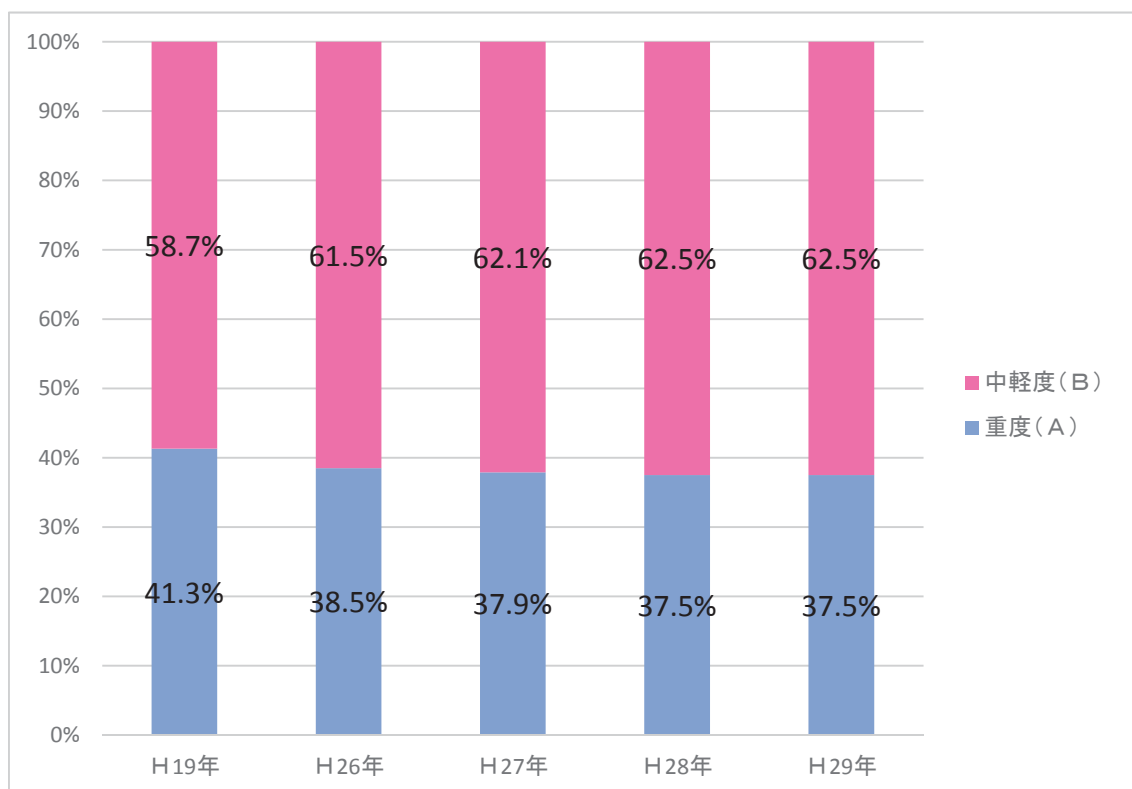
①障害程度別

平成 29 年度末現在で 9,070 人と増加傾向にあり、中軽度（B）の割合が増えています。

■療育手帳所持者数

（各年度末 単位：人）

| | H19 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 重度（A） | 3,010 | 3,279 | 3,304 | 3,319 | 3,398 |
| | 41.3% | 38.5% | 37.9% | 37.5% | 37.5% |
| 中軽度（B） | 4,286 | 5,243 | 5,416 | 5,536 | 5,672 |
| | 58.7% | 61.5% | 62.1% | 62.5% | 62.5% |
| 計 | 7,296 | 8,522 | 8,720 | 8,855 | 9,070 |



② 年齢階層別

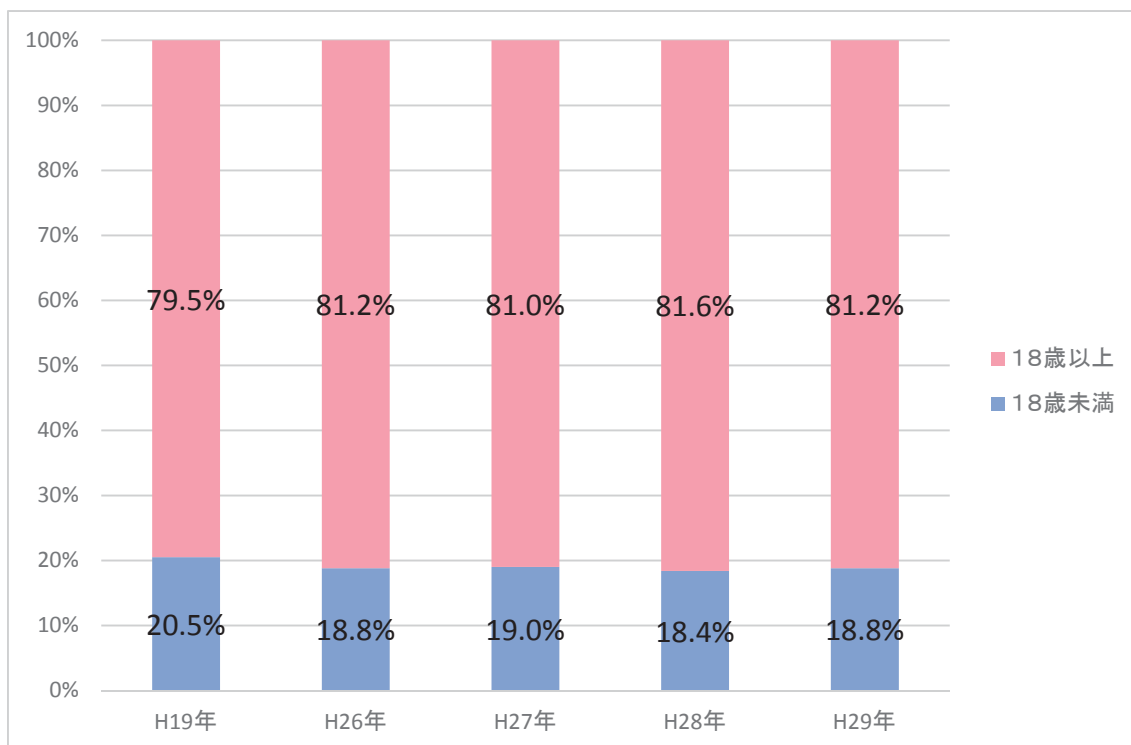
平成 29 年度末現在で、年齢階層別に知的障害者数の構成比をみると、18 歳以上が 7,366 人と全体の約 81.2%を占めています。

知的障害者は増加傾向の中で、18 歳未満も以上も共に増加傾向にあります。構成比を平成 19 年度と比較すると、18 歳以上の構成比が増加しています。

■療育手帳所持者数

(各年度末 単位：人)

| | H19 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18 歳未満 | 1,499 | 1,606 | 1,655 | 1,628 | 1,704 |
| | 20.5% | 18.8% | 19.0% | 18.4% | 18.8% |
| 18 歳以上 | 5,797 | 6,916 | 7,065 | 7,227 | 7,366 |
| | 79.5% | 81.2% | 81.0% | 81.6% | 81.2% |
| 計 | 7,296 | 8,522 | 8,720 | 8,855 | 9,070 |



(3) 精神障害者数の推移

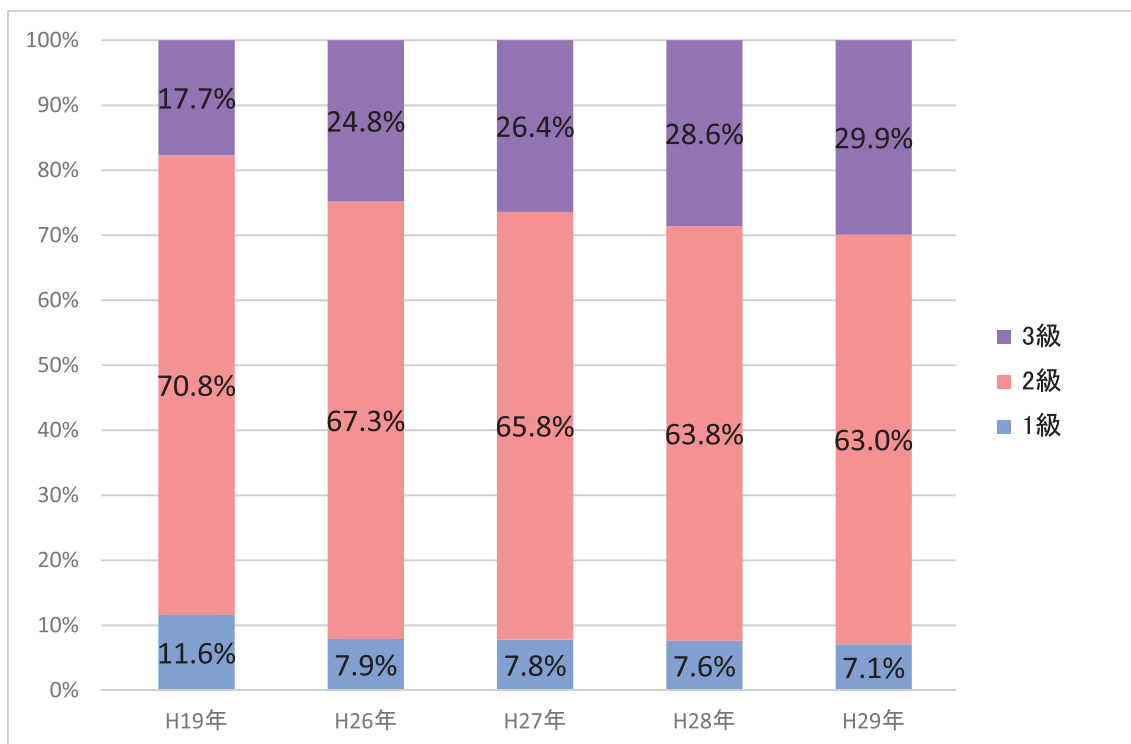
① 障害者等級別（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

平成 29 年度末現在で、手帳所持者は 5,528 人であり、平成 19 年度の約 2.0 倍となっています。

この理由のひとつとして、発達障害児の方の手帳取得が増えたことが考えられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (各年度末 単位：人)

| | H19 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 2,708 | 4,441 | 4,710 | 5,132 | 5,528 |
| うち 1 級 | 313 | 350 | 365 | 388 | 391 |
| | 11.6% | 7.9% | 7.8% | 7.6% | 7.1% |
| うち 2 級 | 1,916 | 2,989 | 3,101 | 3,277 | 3,485 |
| | 70.8% | 67.3% | 65.8% | 63.8% | 63.0% |
| うち 3 級 | 479 | 1,102 | 1,244 | 1,467 | 1,652 |
| | 17.7% | 24.8% | 26.4% | 28.6% | 29.9% |



障害者を取り巻く環境の変化等

1 障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障害者施策の基本となる事項を示した法律です。同法律は、平成 23 年に見直されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

2 障害者総合支援法の施行

障害者総合支援法は、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲に難病等を加えるとともに個々のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備するための見直しが行われ、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、名称も「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」と改められ、平成 25 年 4 月に施行されました。

さらに、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うとして、同法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 3 日に成立し、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

3 障害者虐待防止法の施行

平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成 24 年 10 月 1 日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設の従事者等及び使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されました。

また、虐待の防止や対応の窓口となる市町障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。



4 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、雇用の分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止や、事業主に対し過重な負担を及ぼさない範囲で、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。

また、身体障害者・知的障害者に加え、精神障害者についても法定雇用率の算定基礎とすることとして、同法の一部改正が平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

5 障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 24 年 6 月に成立（平成 25 年 4 月 1 日施行）し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者等に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

6 障害者差別解消法の施行

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

これは、障害者基本法第 4 条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、行政機関や事業者による障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供などについて規定されています。



7 障害者権利条約の批准

日本は平成 26 年 1 月 20 日に「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を批准しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなりました。

8 発達障害者支援法の一部を改正する法律

発達障害者支援法は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域生活において他の人々と共生することを妨げられないことを基本理念として平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。

さらに、切れ目のない支援を行うこと、家族なども含めたきめ細かな支援を行うこと及び地域の身近な場所で支援が受けられるよう配慮することを追加するため、同法の一部を改正する法律が平成 28 年 8 月 1 日に施行されました。

9 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月 13 日に施行されました。



10 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の施行

「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会」の実現に向け、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を平成30年9月に施行しました。

この条例において、県民、地域コミュニティ、障害のある人がそれぞれの立場でできる配慮や支援をすることで、障害を理由とする差別の解消を進めていくこととしています。

11 「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の施行

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図り、全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下「聞こえの共生社会」という。）の実現に向け、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を平成30年9月に施行しました。

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項などを規定しています。



計画の基本的考え方

1 基本理念

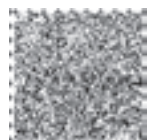
障害のあるなしにかかわらず、共に社会、経済、文化芸術・スポーツ等の幅広い分野に渡って活動できることが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」という考え方があります。

我が国では、平成 26 年 1 月 20 日に、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准したことにより、「ノーマライゼーションの理念」は、「障害者の権利」となりました。

佐賀県では、このプラン策定にあたって、「ノーマライゼーション」の考え方や、障害者基本法第 1 条に規定される理念を踏まえ、

『県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会』を目指します。

また、障害者福祉の分野で取り組む先導的な施策が、高齢者や生活困窮者など地域で生きづらさを抱えている人たちへの取組に広がることにより、誰もが笑顔で暮らせる社会の実現に取り組みます。



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標とします。

I 地域で安心して暮らしている

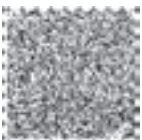
- 生活をする上で、支援が必要な人が身近なところで福祉サービスや相談を受けることができるよう体制を整えます。
- 障害児に対する専門的な支援に関する研修を充実させ、身近なところで療育を受けられるような環境、支援体制を整えます。
- グループホーム等の整備を促進します。
- 人にやさしいまちづくりの総合的な推進や身近な移動手段の確保などの推進により、障害者が安心して暮らせる地域をつくります。
- 防災対策や防犯対策の推進により、障害者が安心して暮らせる地域をつくります。

II 地域で働き、生きる喜びを感じる

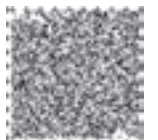
- 障害の特性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができるよう支援します。
- 雇用する企業や働く障害者の方の不安解消のために支援します。
- 障害のあるなしにかかわらず誰もが文化芸術・スポーツに取組みやすく、共に楽しめる環境を整え、文化芸術・スポーツの普及を図ります。
- 障害の特性に応じたウェブサイトの構築や手話や要約筆記などの意思疎通支援を充実させることにより、情報アクセシビリティの向上を図ります。

III 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

- 誰もが困っている人に自然に手助けすることのできる、人にやさしい社会を推進します
- 小中学校の居住地校交流等により、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深めます。
- 障害を理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、理解啓発を図ります。



第2章 各論



分野別施策の基本的方向

I 地域で安心して暮らしている

1. 生活支援

【現状と課題】

障害者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる体制を整えることが必要であり、佐賀県では、全ての市町において、専門家が365日対応できる総合相談窓口が整備されています。

平成24年4月から計画相談支援がスタートし、平成27年4月からは障害福祉サービスを利用する全ての対象者についてサービス等利用計画案の提出が求められています。このため、利用計画案を作成する相談支援専門員の養成、資質向上を図る必要があります。

障害者の地域移行を進めるにあたり、障害者の高齢化、障害の重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等住環境を充実するとともに、介護者が一時休息（レスパイト）できる支援体制の充実が必要です。

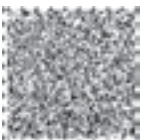
（1）相談支援体制の充実

- 障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口の機能の充実を図ります。

現在、全ての総合相談窓口で専門家が365日対応できる体制整備のため、総合相談窓口へ障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助を行っています。

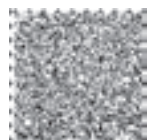
- 障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、各保健福祉事務所等の関係機関の連携を図ることにより、障害者やその家族等が身近な地域で専門的な相談支援を受けることができる体制を整えます。

- 障害者一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画案の作成を促進するため、相談支援専門員及び各市町の担当者の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、相談支援事業所数を増やすことにより、当事者起点による支給決定を行うことができるよう取り組みます。



- 障害者が自身の希望するサービスを身近なところで適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。
- 相談支援事業所の拡充・質の向上及び医療機関・福祉団体・行政機関の連携強化を図る取組を進め、地域の連携・協力体制を構築・深化させるため、自立支援協議会運営の活性化を図ります。
- 判断能力が十分でない障害者がサービス等を適切に利用し、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用を後押しするため、当該制度の周知等を行います。
- 発達障害者支援センター（※1）による専門的な相談支援等を実施するとともに、市町の早期発見の取組や、関係機関の事業との連携・協力を図りながら、発達障害児（者）支援体制整備事業を充実させ、個々のライフステージに応じた一貫した支援体制を強化します。
- 高次脳機能障害（※2）（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）について、支援拠点機関（佐賀大学医学部附属病院）や相談拠点機関（一般社団法人ぷらむ佐賀）に配置している相談支援コーディネーターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等により適切な支援を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。

- ※1）発達障害者支援センター…自閉症等の発達障害のある方に対する療育相談、就労支援や関係機関・施設等情報提供及び指導助言等の活動を行う総合的な県の支援拠点
- ※2）高次脳機能障害…交通事故や転落事故、脳卒中などにより脳にダメージを受け、記憶障害（新しいことが覚えられない）や注意障害（物事に集中できない）などの症状が見られて生活に支障をきたすような状態になること



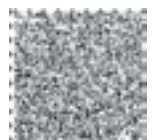
- 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センターが中心となり、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。
- 総合相談窓口や相談支援事業所において、高次脳機能障害や難病等に関する相談対応を適切に行い、適切な福祉サービスにつなげるため、職員への研修等を実施します。
- 家族と暮らす障害者について、情報提供や相談支援等により、その家族を支援するとともに、障害者同士が行う援助として有効な相談活動（ピアカウンセリング）の更なる拡充を図ります。

(2) 在宅サービス等の充実

- 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図ります。
- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
- 日中に入浴・食事の介助を受けながら創作的活動・生産活動を行う生活介護や社会との交流の場となる地域活動支援センターでの活動など、日中活動サービスの充実を図ります。



- 移動支援サービスの利用が必要な障害者が利用できる居宅介護事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を増やすため、居宅介護等の業務の従事者養成研修を充実させ、対応できる人材育成を図ります。
- 障害者の移動支援について、車両による移送経費を含めたサービスの創設や地域生活支援事業費補助金の財源確保を図るなどのため、国に対する政策提案を継続的に行います。
- 障害者支援施設については、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホームを整備（県営住宅のグループホームとしての活用を含む。）し、入所者の地域生活への移行を進めます。
- 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等について、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う「自立生活援助」サービスの活用を図り、地域生活への移行を進めます。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど）を地域に設置し環境の整備を図ります。また、医療的ケアが可能なグループホームの整備を図ります。
- 「地域共生ステーション」（子どもから高齢者まで、また、障害があっても、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを地域住民やCSO（※3）、ボランティア等が協働し支援していく地域の拠点）の支援を継続するとともに、このような拠点が少なくとも小学校区に1つは整備されるよう今後とも支援していきます。



- 認知症の方の中には、精神症状を呈する方もいることから、認知症サポーター（※4）の養成を推進し、地域の中で見守る体制を整えます。

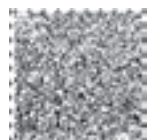
- ※3) C S O…Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、N P O法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、P T Aといった組織・団体のこと
- ※4) 認知症サポーター…認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者

(3) 障害児支援の充実

- 障害児の療育の場である障害児支援事業所の職員の支援技術の向上を図ります。
- 県療育支援センターにおいて、保育所や幼稚園等の職員に対し、障害を持つ子どもへの理解を深め、障害児支援に必要な知識・技術の習得・向上を図るための研修を充実します。
- 障害児の発達支援については、障害児（疑いを含む）及びその家族に対して、乳幼児期から高校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。
- 障害のある児童の療育については、地域の中核となる児童発達支援センターに対し施設整備補助を行うことにより、施設の拡充に取り組むとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 在宅で生活する重症心身障害児の短期入所や居宅介護等、在宅支援の充実を図ります。



- たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児を支援するため、県全域や各障害保健福祉圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置して取り組みます。
- 児童発達支援センターの専門的機能を強化するとともに、障害児等療育支援事業との重層的な支援体制を構築し、障害児（疑いを含む）及びその保護者支援の充実を図ります。
- 発達障害児への支援については、発達障害者支援センターを中心に、関係機関との連携により充実・強化を図ります。
また、確定診断の待機を減らすため、医療関係者と連携を図り地域で診断できる体制整備に取り組みます。
さらに、発達障害児の専門的な支援に関する研修を充実させ、身近な保育所や幼稚園で適切な療育を受けられるような環境、支援体制を整備します。
- 障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
- 障害児保育に関する知識を深め、個々の子どもの発達状況に応じた障害児保育を行えるよう、障害児分野の専門的リーダーを育成する「キャリアアップ研修」の実施等により、保育所等での障害児の受入れを促進します。
- 放課後児童支援員等の専門性の向上を図る研修会の実施などにより、放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れを促進します。
- 特別支援学校に放課後児童クラブの設置を希望する市町の取組を支援し、設置を促進します。
- 障害児の保育所利用を容易にするため、国の保育所障害児受入促進事業の活用等により、トイレ等の設備や障害児用の遊具・器具等の整備を推進します。



(4) サービスの質の向上等

- 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供するために必要な指導を行う者を養成します。

- サービス等の質の向上を図るため、サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施や評価結果の公表の促進等に努めます。

- サービスの提供に当たっては、県による市町への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差の解消を図ります。

- 難病患者等に対するサービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）を考慮した支援が実施されるよう、相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会での周知により、相談支援従事者等の理解を深めます。

- 重度障害者の介護者の負担を軽減し、一時休息（レスパイト）ができるように、短期入所や日中一時支援等を充実させます。

(5) 人材の育成・確保

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職の養成に関する情報を関係機関に提供するとともに、ホームヘルプサービスについては、障害の特性を理解したホームヘルパーを養成します。

さらに、サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底します。



○ 行動障害のある方に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束や行動制限などの虐待を引き起こす可能性があることから、行動障害に対応できる事業所職員を養成するため、行動障害に特化した研修会を実施します。

また、このことにより、行動障害のある方の受入事業所等を増やし、介護者の一時休息（レスパイト）にもつなげます。

○ 福祉人材センター運営により、社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。

(6) 福祉用具の研究開発

○ 良質で安価な福祉用具を供給することができるよう、県内福祉用具等関連企業、福祉・医療施設、佐賀大学（地域医療科学教育研究センター）、県工業技術センター、県窯業技術センター、身体障害者更生相談所などとの連携による、研究開発等を推進します。

また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、誰もが使いやすいものづくりを進め、利用者の利便性を向上させます。



2. 保健・医療

【現状と課題】

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制を充実させることが必要です。

精神障害者の1年未満入院者の退院率は全国平均に比べて低い現状にあることから、早期退院及び地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備や精神科病院、各保健福祉事務所、市町、相談支援事業所等の連携を進めることが必要です。

難病に関する施策として、相談支援の更なる充実や医療相談についての周知、体制整備を推進することが必要です。

(1) 保健・医療の充実等

- 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

- 在宅で重症心身障害児（者）を介護されている方の一時休息（レスパイト）のための日中一時支援事業所や短期入所事業所などを身近な地域で利用することができるよう、医療機関へ働きかけ、体制の整備充実を図ります。

- 重度の心身障害者が病院などで診療を受けた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分の一部（重度心身障害者医療費）を助成します。
また、重度心身障害者医療費については、国において新たな医療費助成制度を構築するように政策提案を継続的に行います。

- 県地域生活リハビリセンターにおいて、社会復帰に向けた機能訓練や高次脳機能障害者を対象とした生活訓練を行うとともに、障害者の健康増進に向けたサービスの提供、情報提供を行います。



- 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫したリハビリテーションの確保を図ります。
- 定期的に歯科健診を受けること、歯科医療を受けること等が困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職の育成に取り組みます。
- 佐賀県歯科医師会において養成された、障害者の歯科疾患の予防や治療、訪問歯科診療などの相談窓口となる「障害者歯科保健地域協力医」の普及に努めます。
- 人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害者に対する、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供の充実に努めます。
- 保健・医療サービスに関する情報については、各種研修会や出前講座、県のホームページまたは広報紙等で周知に努めます。
また、佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99さがネット」(※5)を通じた医療機関の情報提供を推進します。

※5) 99さがネット…県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報をお知らせするとともに、医療機関相互の連携に活用するもの



(2) 精神保健・医療の提供等

- 県精神保健福祉センターや各保健福祉事務所における研修会等の開催を通して、精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、精神保健福祉相談等により精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。

- 県精神保健福祉センターや各保健福祉事務所において、精神科医や保健師等による精神保健福祉相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障害者を支援します。

- 障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等について、県民、保健・医療従事者、児童福祉施設関係者、教育関係者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去に努めます。

- 高次脳機能障害者の支援拠点機関である佐賀大学医学部附属病院において、医療面に関する専門的な相談支援、普及啓発、研修会等の開催、また、相談支援機関である一般社団法人ぷらむ佐賀において、福祉面に関する専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行い、支援体制の充実を図ります。
さらに、県地域生活リハビリセンターにおける高次脳機能障害者への生活訓練を実施します。

- 精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等を開催するとともに、関係団体による各種研修会の開催の積極的な取組について働きかけます。

- 自殺予防対策の一環として、うつ病の早期対応を図るため、研修会や県・各保健福祉事務所単位での連絡会議を開催し、かかりつけ医・精神科医紹介システム事業を推進します。

- 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）を進め、次の取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる体制を整備します。
 - ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に対応できるように、24時間365日体制の精神科救急医療システム事業の充実を図ります。



- ・ 病院実地指導時に、院内の退院支援体制の確認及び指導を行うとともに、精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。
 - ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実に努めます。
 - ・ 警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障害者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につなぐとともに、入院後は、医療機関と各保健福祉事務所が連携を図りながら、地域移行を進めます。
 - ・ 精神科病院の専門職員や市町職員等向けの地域移行に関する研修会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携について精神科病院等に働きかけます。
- 市町の障害者総合相談窓口の相談支援事業者や就労系障害福祉サービス事業者、社会復帰相談支援員に対して、精神障害者の地域生活を支援するための知識やノウハウを習得するための取組を進めます。
 - 市町、県精神保健福祉センター、各保健福祉事務所等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を行います。
 - 中高年及び若年層等を重点としたうつ病予防対策、学校、職域及び地域における心の健康づくり等の自殺予防対策に取り組みます。また、自殺のハイリスク者でもある自殺未遂者・自死遺族等に必要なケアが受けられるよう関係機関が連携した支援体制づくり、支援者の資質向上に努めます。
 - 自殺に関する正しい知識の普及を県民に広く行うとともに、県内の自殺対策の関係機関等と自殺対策の推進について検討・連携しながら取り組みます。
 - 県精神保健福祉センターに設置する、思春期やアルコール及び薬物等の依存症等の専門相談窓口において、精神科医による相談や健康教育、家族教室等を実施します。



- 依存症対策を実施している自助グループが行う研修会やミーティングへの支援を行います。
- アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止策を実施するとともに、アルコール健康障害を有し、または有していた者とその家族が日常生活、社会生活を円滑に営むことができるように支援します。
- 地域のかかりつけ医を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、かかりつけ医のうつ病診断技術の向上を図り、また、精神科医との顔の見える関係づくりを推進します。また、精神科の専門医が、研修を受講したかかりつけ医や、看護師及び精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職等と連携できるような体制づくりを行います。
- 「こころの健康づくり実行宣言」に賛同する事業所を募集し、登録した事業所に対して情報提供等の支援を行うことにより、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- 県のホームページに、自殺予防対策やメンタルヘルス対策に関するページを設け、予防のための対応方法や相談先等のさまざまな情報を紹介します。

(3) 人材の育成・確保

- 看護師等学校・養成所の教育の充実に向け、看護教員・実習指導者の養成、教員研修等教育の充実を図り、資質の向上に努めます。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。
- 地域において健康相談等を行う各保健福祉事務所、市町の保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。



(4) 難病に関する施策の推進

- 難病相談事業や難病対策地域協議会（※6）の活用による保健医療サービスの充実及び障害福祉サービスとの連携を図ります。
- 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。
- 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めるとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- 難病医療コーディネーター（難病医療専門員）による重症難病（神経難病等）患者の入転院先の調整・往診医の紹介、療養相談、医療従事者向け研修会、関係機関との連絡会議等を実施していきます。
また、難病医療コーディネーターの増員について、ニーズを見ながら検討します。
- 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談・支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。（再掲）

※6）難病対策地域協議会…在宅での療養支援を円滑にするために重症難病対策の支援体制を構築し、患者・家族が安心して在宅療養を送ることを目的に、県及び保健福祉事務所ごとに設置。

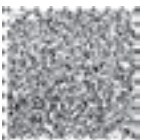
施設相互の情報・意見交換、在宅療養支援のためのシステム検討、患者・家族・療養支援者向けの研修会等を実施している。



- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）を考慮した支援が実施されるよう、相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会での周知により、相談支援従事者等の理解を深めます。また、医療機関に対して、障害福祉サービスの制度を周知します。（再掲）
- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施や評価結果の公表の促進等に努めます。（再掲）

（5）障害の原因となる疾病等の予防・治療

- 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見、早期治療、早期療養を図ります。
- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- 障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。
- 在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職種連携が不可欠とされるため、在宅医療連携拠点の確立と在宅医療を支える医療体制を推進します。



3. 生活環境

【現状と課題】

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、人にやさしいまちづくりを推進し、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい場所にする必要があります。

パーキングパーミット制度の周知により民間協力施設も増加し、障害者が外出しやすい環境は整ってきています（H30. 3. 31 現在 1,863 施設）が、まだ、外出の際の駐車場やトイレを求める声があるため、引き続き整備していく必要があります。また、生活に密着した道路の整備が必要です。

また、誰もが自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、運転ができない障害者の日常生活の移動支援の確保が必要です。

(1) 住宅の確保

- 公営住宅の入居者が安全に安心して生活ができるよう、エレベーターや手すりの設置、段差解消などのバリアフリー化をさらに推進します。

- 公営住宅への障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするため、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めます。また市町に対して周知・情報提供を行います。

- 障害者を含む住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への入居支援や、民間事業者等による貸主等の受入れ不安を解消するための多様な居住支援サービスの提供を促進するなど、障害者等が安心して入居できる民間賃貸住宅の供給促進を図ります。

- 障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。



○ 住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に必要な施設整備費や備品購入費などの経費に対して支援します。

また、重度の障害があっても、地域で共同生活ができるよう、医療的ケアが可能なグループホームの整備を図ります。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

○ 障害者や高齢者等の移動制約者が、日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

○ 誰もが、「生きがい」を感じられる「積極的な移動」の確保のため、各種法改正の動きに合わせ、市町と連携し、住民の移動の実態やニーズに合わせた移動手段を検討します。

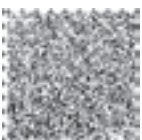
(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、事業者や県民等に対して啓発普及を行います。

○ 多数の人が利用する公共施設や民間の公共的な施設（旅館、レストラン、スーパーマーケット等）について、障害者等の利用に考慮した施設整備の促進に努めます。

○ 都市公園の整備に当たっては、安全で安心して利用できるよう、出入口や園路の段差解消、障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。

○ 「道の駅」等を整備する場合には、身障者用駐車スペースや身障者用トイレの整備、スロープ、手摺等の設置を推進するとともに、市町等が整備する場合には、身障者用駐車スペースや身障者用トイレの設置を要請します。



- 県有施設（公共的施設）については、市町、民間施設の先導的事例となるよう、UD基準により整備することを基本としています。また、既存施設についても、一部増改築の際にUD基準により整備することを基本とするとともに、それ以外の部分についても積極的にUD基準に適合するように努めます。
- 県庁新館、議会棟及び各総合庁舎に、音声付誘導灯及びフラッシュライト付き誘導灯を設置していく計画としています。

(4) 人にやさしいまちづくりの総合的な推進

- 施設と施設をつなぐ連続した整備を推進し、誰もが良好な都市環境や自然空間を享受できる快適で人にやさしいまちづくりを推進します。
- 新たに歩道整備を行う場合はもちろんのこと、主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）においても歩道段差のスロープ化に継続的に取り組みます。
- 主要な生活関連経路における歩道段差のスロープ化（佐賀県標準仕様）と合わせて視覚障害者用誘導ブロックの設置等を推進します。
- バリアフリー法に基づき市町が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障害者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します
- 障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。



- 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30km/hの区域規制等や関係機関団体と連携した諸対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。
- 国で検討が進められている「携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援」の施策展開をみながら、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータ（※7）の収集や活用策を検討します。
- 身障者用駐車場の利用を必要とする歩行困難な方に駐車スペースを確保するため、「佐賀県パーキングパーミット（※8）（身障者用駐車場利用証）制度」の協力施設の増加を要請します。
- 援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい障害者が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組みます。

※7) 歩行空間ネットワークデータ…歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータであり、主に歩行経路を表す「リンク（線）」とリンクの結節点を表す「ノード（点）」で構成されている。

※8) 佐賀県パーキングパーミット…身障者用駐車場を必要とする人に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする。



4. 安全・安心

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、地域で障害者を含む様々な団体が連携した防災訓練の実施を継続するとともに、自主防災組織の結成促進を図り、日頃から住民による自主防災体制を整えておく必要があります。

また、災害発生時に障害者に適切に情報を伝達するため、障害者の特性に応じた情報提供を行うことが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障害者への周知を徹底することが必要です。

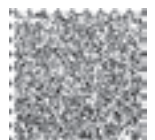
(1) 防災対策の推進

- 県地域防災計画に基づき、市町と連携し、障害者などの避難行動要支援者の避難誘導體制や情報伝達のあり方等を盛り込んだ、災害時の対応マニュアル等の作成及びその周知徹底を図ります。

- 福祉施設は、災害の際に自力避難が困難な方が多く利用（入所・通所）することから、施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、県が作成する防災計画作成マニュアルに沿った防災計画の作成を推進するとともに、福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。

- 公共施設等の耐震性の確保を図るとともに、県や市町で実施する防災訓練において、障害者の参加を促すため、市町への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障害者支援団体などと連携して実施し、障害者などの要配慮者に係る災害対策の充実に努めます。また、緊急避難場所及び避難所について、周知徹底を図ります。

- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、市町と連携し、誰にでもわかりやすい表現にするなど、障害特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。



- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害者や難病患者等の避難支援を地域ぐるみで行うための「避難行動要支者名簿」の策定について、市町を支援します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、市町の取組の支援に努めます。
- 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町における必要な体制整備の支援に努めます。また、避難所や応急仮設住宅の計画策定や運営に女性の参画を推進することにより、要配慮者の視点に立った対応を進めます。
- 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワーク形成の取組に努めます。
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県内の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入の推進を支援します。
- 火事や救急時の消防本部への通報において、ファックス等による通報について周知を図ります。
- 法令上スプリンクラーの設置義務がない障害者グループホームなどの宿泊機能を持つ施設に対し、その設置費用を補助することにより、施設の防火対策を強化し、障害者が安心して暮らすことのできる環境の整備を促進します。



- 要配慮者関連施設（避難に手助けが必要な障害者等が利用される施設）が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。
- 自主防災組織の意義や必要性を認識してもらう研修等を通じ、自主防災組織の結成促進を図ります。また、自主防災組織が日頃から障害者などの避難行動要支援者情報の把握に努め、住民による自主防災体制づくりの支援に努めます。
- 佐賀県民災害ボランティアセンターが災害時や災害に備えるボランティア会員を募集する際、広報に協力するなど、連携し、災害時に迅速に対応できる環境整備に取り組みます。

(2) 災害からの復興

- 住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア等の取組の充実を図ります。

(3) 防犯対策の推進

- 警察本部に設置している「メール110番（※9）」「ファックス110番（※10）」について、障害者団体を通じて障害者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。

※9, 10) 「メール 110 番」「ファックス 110 番」…耳の不自由な人や言葉の不自由な人のために、ファックスやメールにより直接通報してもらうために設置しているもの
「メールアドレス：saga110@po.bunbun.ne.jp」
「FAX：0952-28-0110」



- 障害及び障害者に対する理解を深めるため、警察職員に対する手話講習や体験型研修の充実に取り組むとともに、交番等やパトカーに配置しているコミュニケーション支援ボードの活用を徹底させ、障害者のコミュニケーションを支援するための取組を推進します。
- 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 障害者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。
- 障害者の相談事例の掘り起こしのため、障害者団体や福祉関係団体への働きかけ、ファックスやメールでの相談受付などに取り組みます。
- 障害者や高齢者の消費者トラブルについて相談員の研修を実施するとともに、相談内容によっては市町と連携・協力しながら消費者トラブルの解決に取り組みます。



II 地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業

【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮することが求められます。一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難で、就労継続支援事業所（※11）等で働く者には、工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、障害者の働くことへの不安や企業の障害者雇用の不安を解消することも必要です。

「障害者優先調達推進法（※12）」の施行により、県をはじめ、地方公共団体等からの物品等の発注にあたっては、障害者就労施設等からの調達が求められます。

（1）障害者雇用の促進

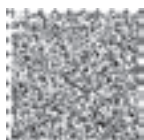
○ 障害者雇用について、事業主をはじめ県民の理解と協力を深めるため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携して、障害者雇用に係る制度の周知や障害者雇用促進に関する啓発活動を行います。また、ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携したチームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行います。

※11) 就労継続支援事業所…通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与することを目的としており、利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「A型事業所」と非雇用型の「B型事業所」がある。

※12) 障害者優先調達推進法…国や地方公共団体等は、物品及び役務の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが定められている。



- 改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業等の情報を提供し、企業における障害者の雇用を促進するため労働局など関係機関と連携して障害者就職面接会を開催します。また、職場見学会を実施するなど、一般企業で働くことの不安解消を図ります。
- 障害者就労支援コーディネーター（※13）が、ハローワークや障害者就業・生活支援センター（※14）など就労支援機関との連携をさらに強化し、就労移行支援事業所など一般就労を目指す福祉施設の利用者などの就労支援を実施します。また、特別支援学校の生徒の就職率の向上を図るため、特別支援学校担当の障害者就労支援コーディネーターが生徒と企業との橋渡しを行います。
- 障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう、就労移行を支援するとともに、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりサービスを行う就労定着支援を促進します。
- 障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所における支援の充実を図ります。また、精神障害者の就労を進めるため、医療機関等と連携し精神障害者の就労移行支援の利用を促進します。
- 官公需の発注にあたって、障害者多数雇用事業所等に対する優遇制度を導入し、障害者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援します。
- 法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークと連携した指導を通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。
- 障害者の職業自立を支援するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が緊密な連携のもと、障害福祉サービス事業所の利用者に対する個別支援計画の策定やその活用を推進します。
- 使用者による障害者虐待の防止など、労働者である障害者の適切な権利擁護のため、個別の相談等に丁寧な対応をするとともに、企業・作業所に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。



- 障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

- ※13) 就労支援コーディネーター…ハローワーク等の支援機関と連携しながら、一般企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報提供、授産品販路拡大などについて働きかけを行うとともに、障害者・福祉施設を訪問し、障害者の特性、能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、障害者の一般就労への移行を支援する。
- ※14) 障害者就業・生活支援センター…就職や職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことにより障害者の職業生活における自立を支援する機関



(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進

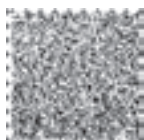
○ 特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、就労支援コーディネーターとともに関係機関等と連携し、一人ひとりの能力や適性等に応じた新たな就職先の確保など、学校全体による進路指導の充実を図ります。

また、小・中・高一貫したキャリア教育（※15）の推進を図るとともに進路指導担当者以外の教職員も生徒の就業体験となる企業や就職先となる企業を開拓するなど、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備します。

○ すべての特別支援学校で、企業への就職を目指した進路支援体制が確立できるよう、企業、関係機関、行政などが協働して、特別支援学校の職業教育の充実を図るための県全体のネットワークの構築や、特別支援学校と企業とのパートナーシップの構築を図ります。

○ 特別支援学校高等部に設置した「職業コース」による取組などにより、地域の企業ニーズに対応した新たな作業種の設定や、地元企業に出向いての実習訓練を行うなど、一般企業への就職を前提とした専門的な教育の充実を図ります。また、知的障害の程度が比較的軽度の生徒を対象とした、就職を前提とした、より専門的な職業教育を行う高等特別支援学校の設置について、「職業コース」における取組内容の検証や、知的障害高等部における生徒数の増加の状況、既存の福祉施設との役割分担などを踏まえて検討します。

※15) キャリア教育…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育



(3) 総合的な就労支援

- 県内に4か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、職場定着支援を実施するとともに、企業に対しても助言を行うなど、定着に向けた支援を行います。
- 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の委託訓練先を開拓し、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。
- 企業や事業所において実地訓練を行い、作業環境に適応することを容易にさせることを目的とする職場適応訓練を実施します。
また、職場での適応に課題を有する障害者や事業主に対してきめ細かな支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成を進め、障害者の円滑な就職及び職場適応を推進します。
- 福祉サービスの分野における就労やICT（情報通信技術）を活用した在宅勤務など、障害者の職域拡大や雇用・就業形態の多様化を促進するとともに、ICTを活用するための技術習得の支援を行います。
- 発達障害者就労支援センターを設置し、発達障害者の就労に関する相談支援や一般企業・事業所に対する発達障害の理解促進のための研修を行います。
- 障害者雇用への不安を解消するため、障害者を短期間試行的に雇い、その間、企業と障害者相互の理解を深め、常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る（トライアル雇用）ことで、事業主の障害者雇用への理解の促進を図ります。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。



(4) 障害特性に応じた就労支援

- 精神障害者の雇用促進のため、労働局、ハローワークなど関係機関と連携して、企業に対して精神障害者への理解啓発を行います。
- 難病患者の雇用促進のため、県難病相談支援センターを中心にハローワークなど関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。
- 障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業に対応した障害者の雇用機会の拡大を図るとともに、ICTを活用した、時間や場所にとらわれない働き方を推進します。
- さまざまな要因により就職に至っていない就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者等）に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会を提供します。（レッツ・チャレンジ雇用事業）
- 一般企業等への就職につなげることを目的として、特別支援学校において障害者等を非常勤職員として雇用し、1年間の業務を経験するチャレンジ雇用を実施します。

(5) 就労の底上げ

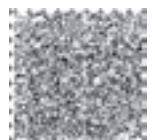
- 障害者優先調達推進法に基づき、県庁各所属が福祉施設から優先的に物品を調達し、県庁における発注促進に取り組むとともに、県庁以外の官公庁や民間企業等に対しても働きかけを行います。
- 工賃水準向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所、地域活動支援センター等に対してビジネススキルアップ研修や経営コンサルタント派遣、農業分野での障害者の就労などの支援を行います。
- 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習（施設外支援）や求職活動の支援等の促進を図ります。



(6) 経済的自立の支援

- 障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、障害者の所得保障の中心である障害基礎年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の受給資格を有する障害者が、確実に障害年金を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。

- 障害基礎年金などの個人財産については、知的障害者や精神障害者が成年後見制度等を利用して、適切に管理されるよう支援します。



2. 文化芸術活動・スポーツ

【現状と課題】

現在、障害者が身近なところで気軽に文化芸術活動やスポーツに参加できる場所や成果発表の場、また活動を支援する人材が少ないため、活動する場所などの確保や、支援者の人材育成等が課題となっています。

また、障害者と健常者が共に楽しめる場づくりと障害者が個々の能力や個性を発揮、表現でき、文化やスポーツを通じて、地域の中で豊かな暮らしができるよう、その環境づくりを進める必要があります。

(1) 文化芸術活動の推進

- 文化芸術活動を行う障害者やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点「佐賀県障害者芸術文化活動支援センター」の運営を支援します。
- 支援センターにおいて、県内事業所等からの相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介のほか専門的知見によるアドバイス等を行います。また、障害者の文化芸術活動を支援する人材の育成のほか、関係者のネットワークづくり、展覧会の開催等を行います。
- 聴覚障害者サポートセンターにおけるバリアフリー映画の上映や字幕入りDVDの貸出、点字図書館における点字図書等の貸出により、聴覚障害者や視覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。
- 障害のあるなしにかかわらず、誰もがライフステージに応じて主体的に学習できる環境づくりを推進します。
- 文化庁等が主催する文化芸術活動団体の公演事業や芸術家の派遣事業等を、特別支援学校を含めた県内各学校に広く紹介することで、児童生徒に対し、質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供していきます。



(2) スポーツ等の推進

- 障害者スポーツの普及（裾野拡大）のため、定期的にスポーツ教室を開催し、障害者がスポーツに継続して親しむことができる環境整備に取り組みます。また、佐賀県障がい者スポーツ協会等の関係団体と連携し、障害者スポーツ活動に関する相談対応・指導の充実に取り組みます。

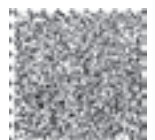
- 障害者スポーツ指導等に関するサポーター研修会の開催や、初級障がい者スポーツ指導員資格の取得を支援するなど、障害者スポーツを推進する人材の発掘、確保に取り組みます。

- 佐賀県障害者スポーツ大会等の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、障害者が参加するスポーツ大会に協力するボランティアやサポーターの参加拡大を図るなど、障害のあるなしにかかわらない交流の場を設けていきます。

- 2023年全国障害者スポーツ大会佐賀大会に向けて、障害者が広くスポーツを楽しむ機会や“きっかけ”を増やし、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりを進め、全障スポ佐賀大会において、開催県としてふさわしい成績を収めるとともに、大会終了後も新たにスポーツを始める障害者が継続して増えていく等、スポーツに親しめる社会を目指します。

- 全国大会・国際大会への参加支援等、スポーツにおける障害者の国内外の交流を支援するとともに、佐賀ゆかりのアスリートの育成強化を図ります。

- 佐賀県障害者スポーツ大会やスポーツ教室の開催等を通じて、障害者がスポーツに関わる機会を提供していきます。



3. 情報アクセシビリティ

【現状と課題】

近年、ICTの発達は、障害者の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。

また、災害に関する情報を障害者に確実に伝えるため、日頃から、障害の特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

(1) 情報通信等における情報アクセシビリティの向上

- 「ホッとコミュニケーション事業」において、様々なICT機器（タブレット、スマートフォンなど）を活用した講座を実施し、障害者のICTの利活用の機会の拡大を図ります。
- 障害者パソコンボランティアなど、障害者のICT利用を支援する支援技術者・団体の養成・育成を推進します。
- 県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、CMやホームページを利用し、手話の広報・普及を行うとともに、市町による手話奉仕員養成講座の広報活動を行い、啓発と学習の機会の確保に努めます。

(2) 情報提供の充実等

- 県聴覚障害者サポートセンターにおいて、身近な情報番組などへの字幕の付与や自主企画作品の制作を行い、貸出やホームページへの掲載を行うことにより聴覚障害者への情報提供を充実します。
- 県立点字図書館において、点訳・音訳奉仕員の養成、点字図書・録音図書の制作、収集及び貸出しや、広報誌の音訳などを行うことにより、視覚障害者への情報提供を充実します。



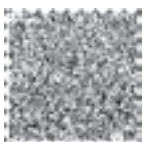
- 老朽化している県立点字図書館の建替えに伴い、新たに、相談支援を行うこととしたほか、視覚に障害のある方やその家族が集まれる交流の場や一般の方も参加できるイベントを開催するなど視覚障害についての理解が深まる場とするとともに、県立図書館や市町の図書館とのネットワークを構築することとしています。
- 障害者へのサービスに関する情報を掲載したハンドブックの発行により障害者やその家族等への情報提供に努めます。

(3) 意思疎通支援の充実

- 手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 失語症者の社会参加を促進するため、失語症者向けの意思疎通支援者を養成し、支援者を派遣できる体制を市町とともに構築します。
- 聴覚障害者の社会的障壁を除去するため、手話通訳や要約筆記の人材育成と耳マーク表示板の設置を行うとともに、県有施設における電光掲示板等の設置を推進することなどにより、聴覚障害者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進します。
- 県職員が、手話等を学習する取組を推進するため、職員に対して手話等に関する研修を行うとともに、庁内掲示板において毎月手話動画を掲載します。
- 聴覚障害者が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、県が主催するイベント等において手話通訳を導入するなど、意思疎通手段を用いた情報発信に努めます。



- 災害その他の非常事態において、聴覚障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得できるよう、災害情報や緊急速報メールを聴覚障害者にも配慮した発信を行うとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市町その他関係機関と協力し、聴覚障害者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するように努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者やその指導者の確保、養成及び資質の向上を図ります。
- 県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の充実を図ります。
- 聴覚障害者が利用しやすいサービスの提供や聴覚障害者が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うように努めます。
- 聴覚障害者等が意思疎通手段の発展に資するために行う調査研究の推進及びその成果の普及について、聴覚障害者サポートセンターにおいて行う各種研修会等での普及に協力します。
- 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行います。
- 聴覚、言語機能、音声機能等に障害がある者等とその他の者の意思疎通支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、視聴覚障害者の社会参加を推進します。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障害者に対する利用の支援を行います。



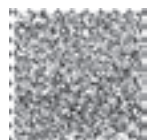
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及を図ります。

(4) 行政情報アクセシビリティの向上

- 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティ（※16）の向上等に向けた取組を促進します。
- 県の情報提供にあたり、障害の特性に応じたウェブサイト（※17）の立ち上げに向けて、障害者や支援団体と検討するとともに、構築したウェブサイトの活用講座を実施するなど、実際の活用に向け検討します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、市町と連携し、誰にでもわかりやすい表現にするなど、障害の特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。（再掲）
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字又は音声による候補者情報の提供等、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。

※16) ウェブアクセシビリティ…障害者や高齢者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があるなど利用に不慣れな人々を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

※17) ウェブサイト…インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合。ウェブページ。ホームページ。（「デジタル大辞泉」小学館より）



Ⅲ 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

1. 教育

【現状と課題】

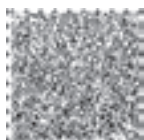
障害の重度・重複化、多様化により、個々の障害の状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制の充実と障害の特性に応じた専門性の高い教育が求められています。

また、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことができる環境をつくり、子どもたちから共生社会の形成に向けた豊かな人間性を育て、多様性を尊重する心を育むことが重要です。

そのためには、特別支援学校や幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校の教員の専門的な指導力の向上を図る必要があります。

(1) 教育環境の整備

- 聴覚に障害のある幼児、児童、生徒、学生が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識や技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めます。
- 県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等やその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めます。
- 学校（県立学校を除く）の設置者に対し、意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めます。
- 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、誰もが使いやすい教育環境の整備を計画的に進めていくとともに、障害のある児童生徒等が入学するのに併せて必要なバリアフリー化の整備を推進していきます。
- スクールバスなど特別支援学校の児童生徒等の通学負担を軽減するとともに、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、教育環境の改善を図ります。



- 特別支援学校や幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、特別支援教育に係る研修等を通して、教職員の指導力の向上を図るとともに、医療や福祉、労働等の関係機関との連携を推進し、障害のある児童生徒等一人ひとりの教育の充実に努めます。
- 特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校の全教職員を対象に、発達障害等に関する研修を実施するとともに、特に、特別支援教育コーディネーターについては、専門性を向上するための研修を実施し、発達障害を含む障害のある児童生徒等一人ひとりに応じた指導方法や支援体制の確立に努めます。
- 特別支援学校において、児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに対応した、より質の高い教育の実現を目指すため、教員の特別支援学校免許状の保有率向上を図ります。
- 児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等に対応するため、発達障害者を含む障害のある児童生徒等に携わる教職員を大学や国の研究機関等に派遣し、より高度な専門性を有する教職員を育成します。
- 特別支援学校において、日常的にたんの吸引や経管栄養、導尿等を必要とする児童生徒の医療的ケアを行うために、必要な看護師を配置し、実施体制の充実に努めます。
- 通級による指導を受ける児童生徒数が増加しており、通級指導教室の担当教員の専門性の向上が必要であるため、市町教育委員会等のニーズに応じ適切に研修が実施できるよう取り組みます。
- 早期からの教育相談・支援体制の充実にについては、モデル事業を実施しその成果を市町教育委員会に情報提供してきました。また、障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育支援を行うため、専門家等を幼稚園・保育所等に派遣し、一人ひとりに応じた支援の内容と方法や、校内における支援体制づくりについて指導・助言を行う学校生活支援事業については、今後も引き続き取り組みます。



- 学習指導要領の改訂により、特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒については個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が義務化されました。これに伴い、特別支援教育室が主催する研修会、調査等を通して、その効果的な活用について周知を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- 県立学校においては、障害のある生徒に対する生活上の介助や学習活動上の支援を行うために、必要に応じて特別支援教育支援員の配置を行います。私立学校においては、特別な支援を要する生徒のため、教育活動の充実を図る学校法人に対して助成を行います。
- 公共図書館では、障害のあるなしにかかわらず、誰もがたのしく本に親しめるように読書環境の整備を促進します。
- 学校図書館においては、公共図書館との連携を図ることで、障害者の読書環境の整備を図ります。

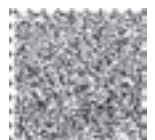
(2) インクルーシブ教育システム（※18）への対応

- 就学相談・就学先決定について、早期からの教育相談の充実など、適切な教育支援のための体制整備に係る市町教育委員会への支援として、就学相談等の担当者会で必要な情報提供等を行います。
- 合理的配慮及び基礎的環境整備等について、引き続き市町教育委員会と連携し、理解の促進を図ります。
- 障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進することができるよう、幼稚園や小・中・義務教育学校・高等学校、特別支援学校の教員の専門性の向上を図り、連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれで特別支援教育の充実を図ります。

※18) インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。



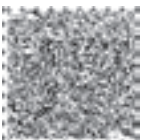
- 特別支援学校の児童生徒等が、幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校や地域の人々と様々な活動を共にすることにより、幅広い社会性を養うとともに、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との相互理解を推進するなど、交流及び共同学習の充実に努めます。
- 特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、福祉・医療・労働等の関係機関と協力して、障害のある児童生徒等の発達段階に応じた個別の教育支援計画を作成し、就学前から高等学校卒業まで、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育を行います。
- 特別支援学校が、幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援を行うとともに、保護者等からの教育相談に応じることができるよう教職員の専門性を一層向上させ、地域の特別支援教育のセンター的役割を強化します。
- 障害のある児童生徒等の後期中等教育への就学を促進するため、入学試験において、個々の障害に応じた適切な配慮を行います。
- すべての幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、校内の支援体制の充実を図ります。また、校内委員会を設置し、特別支援学校と連携するなどしてその機能を強化し、発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。
- 障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが体験活動を通して自然な形で交流を深めていくことが重要であり、地域の大人と交流しながらすべての子どもが体験活動に取り組む「放課後子ども教室」を推進します。



(3) 障害者等の国際理解、国際交流の推進

- 特別支援学校等に、在住外国人、JICA（※19）派遣経験者などを講師として派遣し、佐賀県国際交流協会と協力して国際理解講座を開催するとともに、海外の学校との交流を支援します。

※19) JICA（独立行政法人国際協力機構）…日本の政府開発援助を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行う。



2. 広報・啓発活動の推進

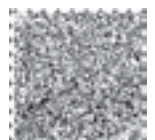
【現状と課題】

県では、出前講座や県独自の啓発用ハンドブックやDVDの配布、県ホームページ、ラジオ、新聞を使って、障害者差別解消法の趣旨の普及啓発を行っています。その結果、県民意識調査では、障害者差別解消法を知っている人の割合は、平成27年度の30.2%が、平成29年度は38.5%と増加しました。

これは、内閣府が平成29年度に行った全国調査の21.9%を上回ってはいますが、まだまだ知らない人の割合が高く、さらなる広報・啓発に取り組む必要があります。

(1) 広報・啓発活動の推進

- 県ホームページや県民だより、パンフレット等により広報・啓発を行います。また、テレビ、ラジオ、新聞等パブリシティを活用し、障害の特性に応じた効果的な広報を行います。
- 企業、民間団体と連携し、効果的な広報活動を展開するとともに、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進します。
- 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。（再掲）
- 県の情報提供にあたり、障害の特性に応じたウェブサイト立ち上げに向けて、障害者や支援団体と検討するとともに、構築したウェブサイトの活用講座を実施するなど、実際の活用に向け検討します。（再掲）



(2) 障害及び障害者理解の促進

- 「佐賀県障害者月間」(障害者週間(12月3日～12月9日)を含む11月15日～12月14日の1ヶ月間)、「人権週間(12月4日～12月10日)」、「世界自閉症啓発デー(4月2日)」等を中心とした各種イベントへの県民、ボランティア団体、障害者団体、企業等の参加のもとに継続的な啓発活動を促進します。

- 県民に対して、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進し、その円滑な活用に必要な配慮等について周知を図ります。

- 障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、小中学校等の居住地校交流等により、障害に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

- 地域住民の障害者に対する理解を引き続き促進します。とりわけ、精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。
また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。

- 障害のある人とない人との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障害や障害者に対する理解を促進します。

- 障害者や障害者の支援者などが学校を訪問し、課外授業を実施します。今後、社会との関わりの中で障害者と接する機会が増える高校生や中学生に対して、障害(者)について考える機会をつくり、障害(者)に対する理解を促進します。

- 障害者施設の行事への地域住民の参加や、地域行事への施設入所者の参加などにより、障害者と地域住民との交流を促進します。



(3) ボランティア活動等の推進

- 県内のCSO活動の現状を踏まえ、地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づくりを進めるとともに、CSOと行政、CSOと企業等とが様々な形で協働できるように取り組むなど、県民の社会参加活動を推進します。



3. 差別解消及び権利擁護等の推進

【現状と課題】

平成30年9月県議会において、障害を理由とする差別の解消を推進する「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」、手話の普及と聴覚の障害に配慮した地域社会づくりを推進する「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」が制定されました。この2つの条例の制定が、県民みんなで、障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県としていくための新しいスタートとする必要があります。

障害者虐待防止に関しては、障害福祉サービス事業所の職員への研修会等を実施し、障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。さらに、介護者の一時休息（レスパイト）などの支援も充実していく必要があります。

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

- 障害者差別解消法に規定されている「職員対応要領」を策定し、県職員一人ひとりが適切に対応できるよう研修等を実施します。
- 法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備等に引き続き取り組みます。
- 障害者雇用促進法の規定に基づく雇用分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）により、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障害者がある特性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

(2) 権利擁護の推進

- 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、障害者の権利擁護を図ります。



- 障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、実施指導において体制の整備状況を確認します。また、市町担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、早期発見、障害者虐待認定と対応の在り方等についての理解を深めます。

- 行動障害者に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束や行動制限などの虐待をひきおこす可能性があることから、行動障害に対応できる事業所職員を養成するため、行動障害に特化した研修会を実施します。
また、このことにより、行動障害者の受入事業所等を増やし、介護者の一時休息（レスパイト）にもつなげます。（再掲）

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

- 障害者に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。

- 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制を整備します。

(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

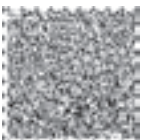
- 障害を理由とする差別に関する相談や相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効率的かつ円滑に行うため、学識経験者、当事者団体、支援団体、福祉、医療・保健、雇用、法曹、国の機関、地方公共団体などから構成される「佐賀県障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、情報共有及び意見交換を行うとともに関係機関の連携を強化します。



- 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害の状態などに考慮したサービスの提供を行います。
- 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮を徹底します。
- 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」に基づき、県民や地域コミュニティに対し、それぞれの立場でどのように取り組んでいけばいいのかを示します。
- 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。(再掲)

(4) 選挙等における配慮等

- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害の特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。
- 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分であっても、障害者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。



(5) 司法手続等における配慮等

- 被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため、必要な取組を実施します。
- 知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行や心理・福祉関係者等の助言等の試行を継続するとともに、更なる検討を行います。
- 矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センター（※20）において、保護観察所等の関係機関と連携のもと、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。
- 弁護士等の連携のもと、罪を犯した障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図ります。

※20) 地域生活定着支援センター…矯正施設（刑務所、少年院）から退所した後、自立した生活を営むことが困難な障害者や高齢者などに対し、その社会復帰を支援し、再犯防止を図るため、保護観察所と協働して入所中から障害福祉サービスを利用できるよう支援等を行う施設



資料



計画の策定経過

| 年月日 | 項目 | 内容等 |
|---------------------------------------|-------------------|--|
| 2017年（平成29年）12月1日～2017年（平成29年）12月22日 | 障害者ニーズ調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者1,000人、知的障害者900人を無作為に抽出し、ご本人とその家族を対象に実施。 ・精神障害者1,000人を無作為に抽出し、ご本人を対象に調査、及びご家族200人を対象に調査を実施。 ・事業所（従業者数規模（常雇）10人以上）を無作為に抽出し、調査を実施。 |
| 2018年（平成30年）10月19日 | 第93回佐賀県障害者施策推進協議会 | 第4次佐賀県障害者プランの策定に向けた基本的方向性について |
| 2018年（平成30年）11月30日～2018年（平成30年）12月28日 | パブリックコメント | |
| 2019年（平成31年）2月13日 | 第94回佐賀県障害者施策推進協議会 | 第4次佐賀県障害者プラン案について |



佐賀県障害者施策推進協議会名簿

| 所属 | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|---------------------------|----------------|--------|----|
| 佐賀大学医学部附属病院 リハビリテーション科 | 診療教授 | 浅見 豊子 | 会長 |
| 福岡女学院大学 | 教授 | 坂田 和子 | |
| 西九州大学 | 准教授 | 橋本 みきえ | |
| 佐賀県身体障害者団体連合会 | 事務局 | 吉田 葉子 | |
| 佐賀県難病支援ネットワーク | 理事長 | 三原 睦子 | |
| 佐賀県精神保健福祉連合会 | 副会長 | 深村 徹 | |
| 佐賀県手をつなぐ育成会 | 理事 | 白浜 みゆき | |
| 佐賀県自閉症協会 | 会長 | 赤瀬 満博 | |
| 佐賀県社会福祉協議会 | 事務局次長 | 千代島 秀幸 | |
| 佐賀県社会福祉士会 | 会長 | 田代 勝良 | |
| 佐賀県知的障害者福祉協会 | 会長 | 森永 弘太 | |
| 佐賀県医師会 | 副会長 | 松永 啓介 | |
| 佐賀県精神科病院協会 | 副会長 | 鮫島 隆晃 | |
| 佐賀労働局職業安定部職業対策課 | 地方障害者 雇用担当官 | 宮崎 真二 | |
| 佐賀市保健福祉部障がい福祉課 | 課長 | 蘭 英男 | |



第4次佐賀県障害者プラン関連成果目標

| 事項 | 現状 (直近の値) | 目標 |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 生活支援 | | |
| 障害者グループホームの定員数 | 1,399人(平成29年度) | 1,795人(2020年度) |
| 障害児通所支援事業所数 | 109カ所(平成31年1月) | 130カ所(2020年度) |
| 強度行動障害支援者研修受講者数 | 1,063人(平成29年度) | 1,543人(2020年度) |
| 福祉施設入所者の地域生活への移行者数 | 94人(平成27～29年度) | 97人(2018～2020年度) |
| 福祉施設入所者数 | 1,429人(平成28年度) | 1,354人(2020年度) |
| 訪問系サービスの利用時間数 ※月間 | | |
| ・居宅介護 | 16,834時間 (平成29年度) | 19,909時間(2020年度) |
| ・重度訪問介護 | 3,092時間(平成29年度) | 4,777時間(2020年度) |
| ・同行援護 | 679時間(平成29年度) | 1,634時間(2020年度) |
| ・行動援護 | 1,667時間(平成29年度) | 2,459時間(2020年度) |
| ・重度障害者等包括支援 | 0時間(平成29年度) | 122時間(2020年度) |
| 日中活動系サービスのサービス 提供量 ※月間 | | |
| ・生活介護 | 40,943人日分 (平成29年度) | 44,385人日分 (2020年度) |
| ・自立訓練(機能訓練) | 182人日分(平成29年度) | 522人日分(2020年度) |
| ・自立訓練(生活訓練) | 1,425人日分(平成29年度) | 3,279人日分(2020年度) |
| ・就労移行支援 | 2,804人日分(平成29年度) | 5,325人日分(2020年度) |



| 事項 | 現状 (直近の値) | 目標 |
|--------------------------------|--|--|
| 1. 生活支援 | | |
| ・就労継続支援（A型） | 13,749 人日分 (平成 29 年度) | 16,937 人日分 (2020 年度) |
| ・就労継続支援（B型） | 41,854 人日分 (平成 29 年度) | 47,416 人日分 (2020 年度) |
| 療養介護事業の利用者数 ※月間 | 354 人分 (平成 29 年度) | 362 人分 (2020 年度) |
| 短期入所事業のサービス提供量 ※月間 | 2,015 人日分 (平成 29 年度) | 2,844 人日分 (2020 年度) |
| 相談支援事業の利用者数 | 計画相談支援 2,780 人/月間 地域移行支援 3 人/月間 地域定着支援 12 人/月間 (平成 29 年度) | 計画相談支援 4,093 人/月間 地域移行支援 28 人/月間 地域定着支援 47 人/月間 (2020 年度) |
| 2. 保健・医療 | | |
| 医療型レスパイト施設の設置数 | 4 圏域（北部、中部、東部、南部） に 7 カ所 (平成 30 年 12 月末) | 8 カ所（全 5 圏域に 1 以上の 施設の設置） |
| 難病相談支援センター相談件数 | 7,078 件 (平成 29 年度) | 7,000 件 (2020 年度) |
| 統合失調症の入院患者数 | 1,784 人 (平成 29 年度) | 減少 (2020 年度) |
| 心の健康づくり実行宣言事業所の 数 | 154 カ所 (平成 29 年) | 160 カ所 (2020 年度) |
| 入院中の精神障害者のうち、1 年未満入院者の平均退院率 | 87.7% (平成 29 年度) | 90.0% (2020 年度) |
| 入院中の精神障害者のうち、 高齢長期退院者数 | 137 人 (平成 29 年度) | 164 人 (2020 年度) |
| 3. 教育 | | |
| 特別支援学校高等部の生徒におけ る就職希望者の割合 | 34.5% (平成 29 年度) | 34.5% (2020 年度) |
| 特別支援学校における居住地校 交流の希望者の割合 | 27.7% (平成 29 年度) | 37.9% (2020 年度) |



| 事項 | 現状 (直近の値) | 目標 |
|--------------------------------|---|------------------------------|
| 4. 文化芸術活動・スポーツ等 | | |
| 日常的にスポーツに親しむ障害者の割合 | 19.1% (平成 29 年度) | 32%以上 (2020 年度) |
| 佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置 | 設置 (平成 30 年度) | 設置 (2020 年度) |
| 字幕・手話入りDVD等貸出数 | 221 件 (平成 29 年度) | 360 件 (2020 年度) |
| 5. 雇用・就業等 | | |
| 障害者の法定雇用率達成企業割合 | 72.6% (平成 29 年度) | 73.9% (2020 年度) |
| 県の調達目標額 | 44,087 千円 (平成 29 年度) | 53,000 千円 (2020 年度) |
| 一般就労への年間移行者数 | 104 人 (平成 29 年度) | 159 人 (2020 年度) |
| 就労継続支援B型等の平均工賃月額 | 18,419 円 (平成 29 年度) | 21,180 円 (2020 年度) |
| 公的機関の障害者雇用率 | 県の機関及び教育委員会は、3 機関全て法定雇用率未達成 市町の機関は、33 機関中、16 機関が法定雇用率達成 (平成 29 年度) | 県内の全ての公的機関で法定雇用率達成 (2020 年度) |
| 50 人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数 | 229 人 (平成 29 年) | 320 人 (2020 年度) |
| 障害者就業・生活支援センター利用者の就職件数 | 234 件 (平成 29 年度) | 260 件以上 (2020 年度) |
| 障害者就業・生活支援センター 1 年後の定着率 | 75.7% (平成 29 年度) | 75.0% (2020 年度) |
| 6. 生活環境 | | |
| PP 制度協力施設数 | 1,863 施設 (平成 29 年度) | 2,000 施設 (2020 年度) |
| 地域交通の見直しや利用促進に取り組む市町の数 (単年度単位) | 8 市町 (平成 30 年度) | 8 市町 (2020 年度) |
| 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 | 2.8% (平成 27 年度) | 4.0% (2025 年度) |
| 高齢者の居住する住宅における一定のバリアフリー化率 | 42.9% (平成 25 年度) | 75.0% (2025 年度) |



| 事項 | 現状 (直近の値) | 目標 |
|--------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 7. 安全・安心 | | |
| 障害者も参加する防災訓練を実施した市町の数 | 2市町(平成29年度) | 20市町(2020年度) |
| グループホーム、ケアホームのスプリンクラー設置率 | 100%(平成29年度) | 100%(2020年度) |
| 8. 広報・啓発 | | |
| 「障害者月間」の認知度 | 29.2%(平成29年度) | 80%(2020年度) |
| ヘルプマークの認知度 | 31.2%(平成30年度) | 50%(2020年度) |
| 「課外授業」実施校 | ・高校38校 ・中学43校 (平成20～29年度) | ・高校51校 ・中学50校 (平成20年度～2020年度) |
| 9. 差別解消及び権利擁護 | | |
| 障害者差別解消法出前講座回数 | 41回(平成29年度) | 36回(2020年度) |
| 佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度 | 21.4%(平成30年度) | 40.0%(2020年度) |
| 障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の認知度 | 26.0%(平成30年度) | 40.0%(2020年度) |
| 虐待に関する研修会実施回数 | 26回(平成29年度) | 30回(2020年度) |
| 10. 情報アクセシビリティ | | |
| 手話通訳者の登録者数 | 60名(平成29年度) | 88名(2020年度) |
| 要約筆記者等の登録者数 | 29名(平成29年度) | 33名(2020年度) |
| 失語症支援者の養成研修会実施回数 | — (2019年度新規事業) | 1回(2020年度) |
| 耳マークの認知度 | — (データなし) | 50.0%(2020年度) |

※ 障害福祉サービスに係る数値目標については、第5期佐賀県障害福祉計画(計画期間:2018(平成30)年度から2020(平成32)年度の数値目標である。

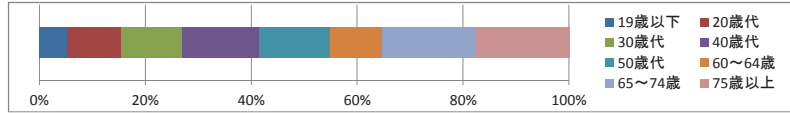


平成29年度佐賀県障害者福祉ニーズ調査結果

【1 在宅の障害者本人(18歳以上)への調査結果】 (在宅:本人)

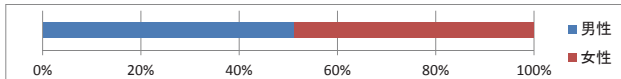
1 年齢

| | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 |
|------|-------|------|------|------|------|--------|--------|-------|
| 人数 | 59 | 117 | 132 | 165 | 152 | 114 | 199 | 203 |
| 割合 % | 5.2 | 10.3 | 11.6 | 14.5 | 13.3 | 10.0 | 17.4 | 17.8 |



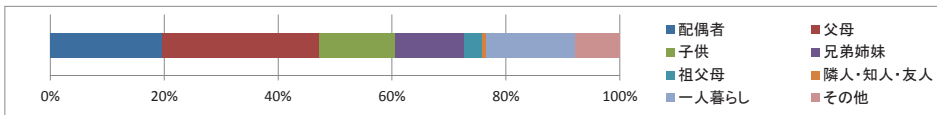
2 性別

| | 男性 | 女性 |
|------|------|------|
| 人数 | 586 | 558 |
| 割合 % | 51.2 | 48.8 |



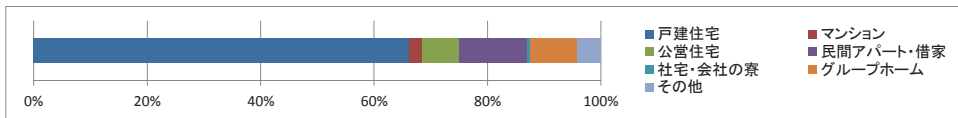
3 現在、誰と暮らしているか

| | 配偶者 | 父母 | 子供 | 兄弟姉妹 | 祖父母 | 隣人・知人・友人 | 一人暮らし | その他 |
|------|------|------|------|------|-----|----------|-------|-----|
| 人数 | 285 | 398 | 192 | 177 | 45 | 10 | 226 | 114 |
| 割合 % | 19.7 | 27.5 | 13.3 | 12.2 | 3.1 | 0.7 | 15.6 | 7.9 |



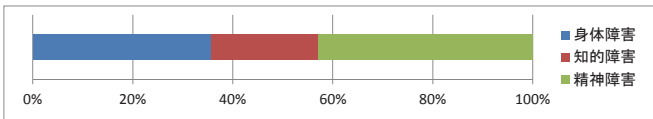
4 現在の住まい

| | 戸建住宅 | マンション | 公営住宅 | 民間アパート・借家 | 社宅・会社の寮 | グループホーム | その他 |
|------|------|-------|------|-----------|---------|---------|-----|
| 人数 | 748 | 27 | 73 | 135 | 7 | 94 | 47 |
| 割合 % | 66.1 | 2.4 | 6.5 | 11.9 | 0.6 | 8.3 | 4.2 |



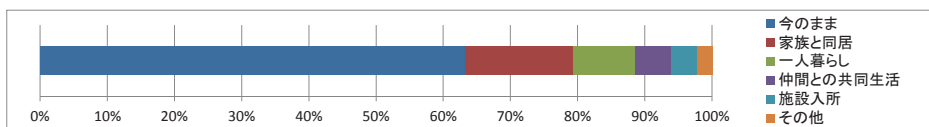
5 主たる障害

| | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 |
|------|------|------|------|
| 人数 | 394 | 239 | 474 |
| 割合 % | 35.6 | 21.6 | 42.8 |



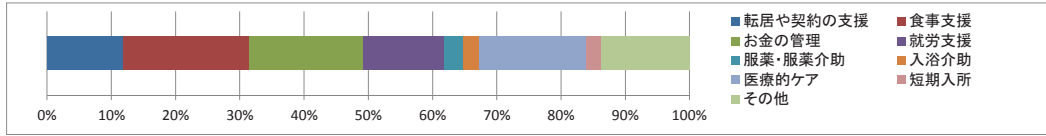
6 これから望む暮らし方

| | 今のまま | 家族と同居 | 一人暮らし | 仲間との共同生活 | 施設入所 | その他 |
|------|------|-------|-------|----------|------|-----|
| 人数 | 703 | 179 | 102 | 59 | 43 | 25 |
| 割合 % | 63.3 | 16.1 | 9.2 | 5.3 | 3.9 | 2.3 |



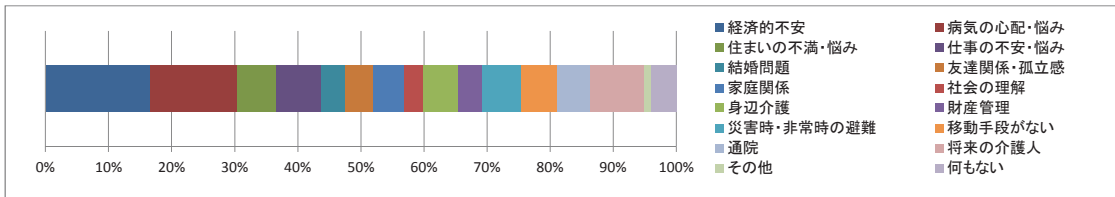
7 望む暮らしをするための必要な支援

| | 転居や契約の支援 | 食事支援 | お金の管理 | 就労支援 | 服薬・服薬介助 | 入浴介助 | 医療的ケア | 短期入所 | その他 |
|------|----------|------|-------|------|---------|------|-------|------|------|
| 人数 | 92 | 153 | 137 | 98 | 23 | 20 | 129 | 18 | 107 |
| 割合 % | 11.8 | 19.7 | 17.6 | 12.6 | 3.0 | 2.6 | 16.6 | 2.3 | 13.8 |



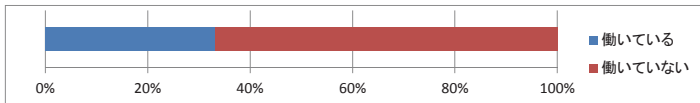
8 今困っていること、将来の不安や悩み

| | 経済的不安 | 病気の心配・悩み | 住まいの不満・悩み | 仕事の不安・悩み | 結婚問題 | 友達関係・孤立感 | 家庭関係 | 社会の理解 | 身辺介護 |
|------|-------|------------|-----------|----------|--------|----------|------|-------|------|
| 人数 | 505 | 418 | 187 | 219 | 114 | 133 | 152 | 93 | 167 |
| 割合 % | 16.6 | 13.8 | 6.2 | 7.2 | 3.8 | 4.4 | 5.0 | 3.1 | 5.5 |
| | 財産管理 | 災害時・非常時の避難 | 移動手段がない | 通院 | 将来の介護人 | その他 | 何もない | | |
| 人数 | 115 | 190 | 171 | 160 | 259 | 32 | 124 | | |
| 割合 % | 3.8 | 6.3 | 5.6 | 5.3 | 8.5 | 1.1 | 4.1 | | |



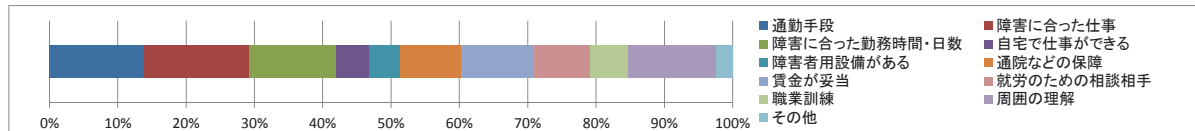
9 現在働いているかどうか

| | 働いている | 働いていない |
|------|-------|--------|
| 人数 | 371 | 750 |
| 割合 % | 33.1 | 66.9 |



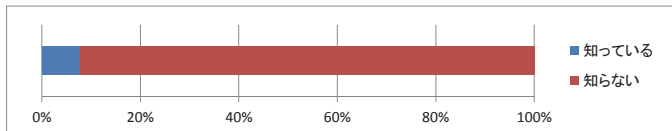
10 働く上で必要な条件整備

| | 通勤手段 | 障害に合った仕事 | 障害に合った勤務時間・日数 | 自宅で仕事ができる | 障害者用設備がある | 通院などの保障 | 賞金が妥当 | 就労のための相談相手 | 職業訓練 | 周囲の理解 | その他 |
|------|------|----------|---------------|-----------|-----------|---------|-------|------------|------|-------|-----|
| 人数 | 343 | 393 | 317 | 124 | 115 | 221 | 268 | 208 | 141 | 324 | 59 |
| 割合 % | 13.6 | 15.6 | 12.6 | 4.9 | 4.6 | 8.8 | 10.7 | 8.3 | 5.6 | 12.9 | 2.3 |



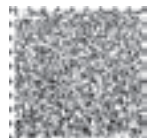
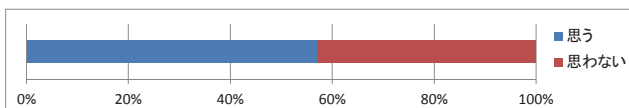
11 障害者差別解消のための相談窓口が県や市町に設置されていることを知っているか

| | 知っている | 知らない |
|------|-------|------|
| 人数 | 81 | 962 |
| 割合 % | 7.8 | 92.2 |



12 もし、差別があった場合、相談窓口へ相談したいと思うか

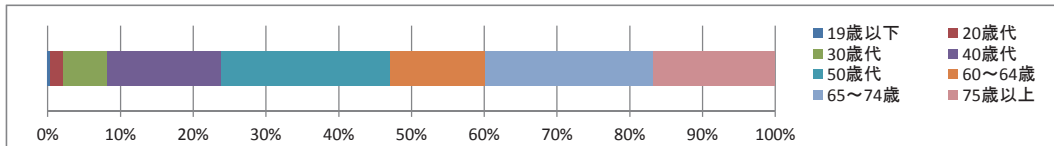
| | 思う | 思わない |
|------|------|------|
| 人数 | 565 | 425 |
| 割合 % | 57.1 | 42.9 |



【2 在宅障害者の家族・介護人への調査結果】（在宅:家族等）

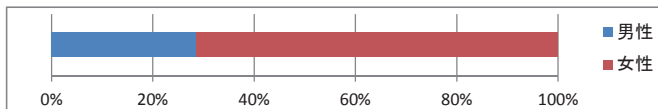
1 家族等の年齢

| | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 |
|------|-------|------|------|------|------|--------|--------|-------|
| 人数 | 2 | 12 | 38 | 101 | 148 | 84 | 148 | 107 |
| 割合 % | 0.3 | 1.9 | 5.9 | 15.8 | 23.1 | 13.1 | 23.1 | 16.7 |



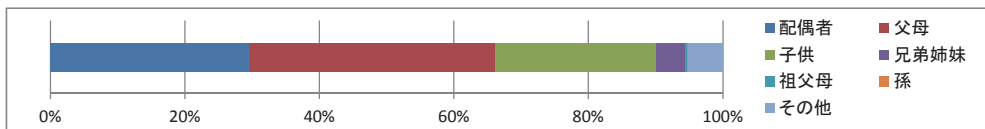
2 家族等の性別

| | 男性 | 女性 |
|------|------|------|
| 人数 | 182 | 455 |
| 割合 % | 28.6 | 71.4 |



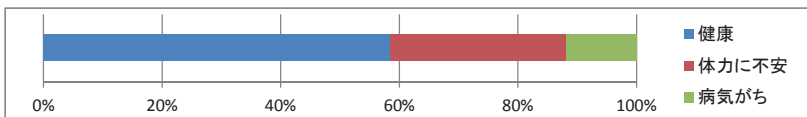
3 本人との関係(家族・介護者から見て)

| | 配偶者 | 父母 | 子供 | 兄弟姉妹 | 祖父母 | 孫 | その他 |
|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| 人数 | 188 | 233 | 152 | 27 | 2 | 1 | 33 |
| 割合 % | 29.6 | 36.6 | 23.9 | 4.2 | 0.3 | 0.2 | 5.2 |



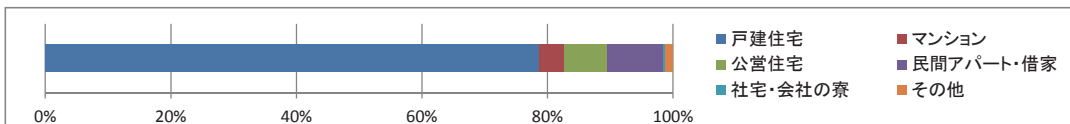
4 家族等の健康状態

| | 健康 | 体力に不安 | 病気がち |
|------|------|-------|------|
| 人数 | 373 | 189 | 76 |
| 割合 % | 58.5 | 29.6 | 11.9 |



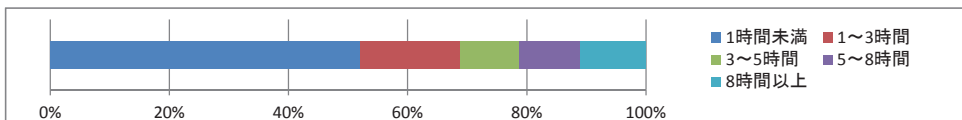
5 現在の住まい

| | 戸建住宅 | マンション | 公営住宅 | 民間アパート・借家 | 社宅・会社の寮 | その他 |
|------|------|-------|------|-----------|---------|-----|
| 人数 | 502 | 26 | 43 | 57 | 2 | 8 |
| 割合 % | 78.7 | 4.1 | 6.7 | 8.9 | 0.3 | 1.3 |



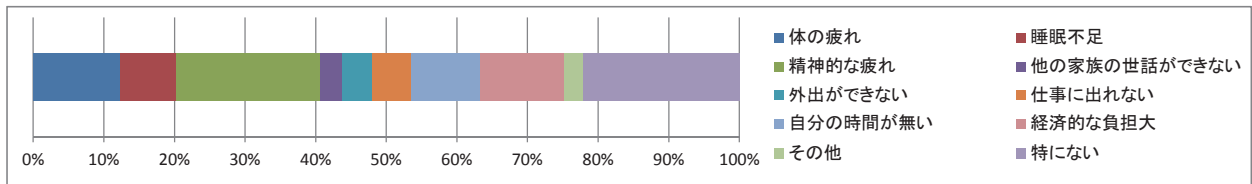
6 家族等が1日のうちに介護に費やす時間

| | 1時間未満 | 1～3時間 | 3～5時間 | 5～8時間 | 8時間以上 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人数 | 282 | 91 | 54 | 55 | 60 |
| 割合 % | 52.0 | 16.8 | 10.0 | 10.1 | 11.1 |



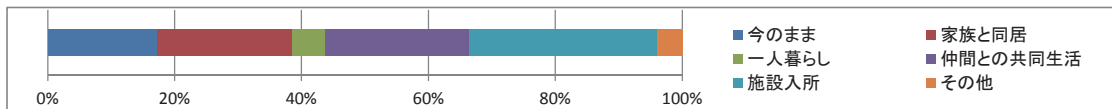
7 家族等が介助で困ること

| | 体の疲れ | 睡眠不足 | 精神的な疲れ | 他の家族の世話ができない | 外出ができない | 仕事に出れない | 自分の時間が無い | 経済的な負担大 | その他 | 特にな |
|------|------|------|--------|--------------|---------|---------|----------|---------|-----|------|
| 人数 | 130 | 85 | 216 | 32 | 46 | 58 | 104 | 125 | 28 | 235 |
| 割合 % | 12.3 | 8.0 | 20.4 | 3.0 | 4.3 | 5.5 | 9.8 | 11.8 | 2.6 | 22.2 |



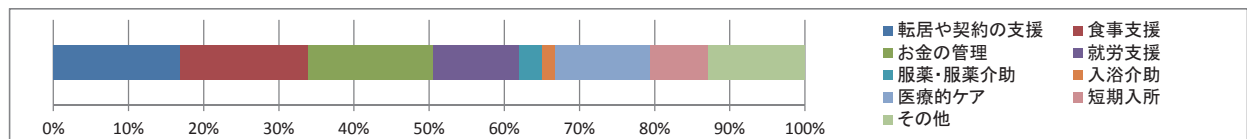
8 家族等が介助できない場合に、本人にどんな暮らしを望むか

| | 今のまま | 家族と同居 | 一人暮らし | 仲間との共同生活 | 施設入所 | その他 |
|------|------|-------|-------|----------|------|-----|
| 人数 | 105 | 129 | 31 | 138 | 179 | 24 |
| 割合 % | 17.3 | 21.3 | 5.1 | 22.8 | 29.5 | 4.0 |



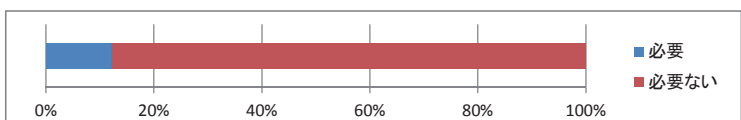
9 その暮らしのために必要な支援は

| | 転居や契約の支援 | 食事支援 | お金の管理 | 就労支援 | 服薬・服薬介助 | 入浴介助 | 医療的ケア | 短期入所 | その他 |
|------|----------|------|-------|------|---------|------|-------|------|------|
| 人数 | 82 | 82 | 81 | 55 | 15 | 8 | 61 | 38 | 62 |
| 割合 % | 16.9 | 16.9 | 16.7 | 11.4 | 3.1 | 1.7 | 12.6 | 7.9 | 12.8 |



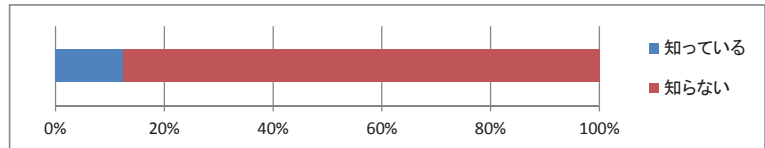
10 本人は医療的ケアが必要か

| | 必要 | 必要ない |
|------|------|------|
| 人数 | 66 | 474 |
| 割合 % | 12.2 | 87.8 |



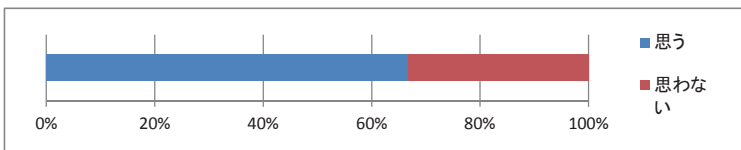
11 障害者差別解消のための相談窓口が県や市町に設置されていることを知っているか

| | 知っている | 知らない |
|------|-------|------|
| 人数 | 73 | 511 |
| 割合 % | 12.5 | 87.5 |



12 もし、差別があった場合、相談窓口へ相談したいと思うか

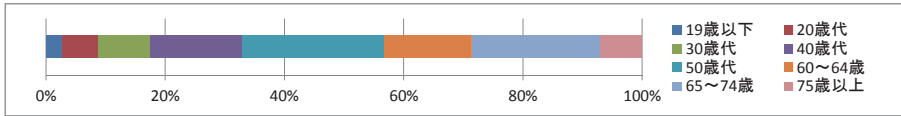
| | 思う | 思わない |
|------|------|------|
| 人数 | 374 | 187 |
| 割合 % | 66.7 | 33.3 |



【3 施設入所・入院の障害者本人(18歳以上)への調査結果】 (施設入所等:本人)

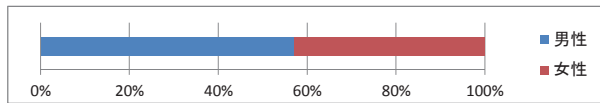
1 年齢

| | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 |
|------|-------|------|------|------|------|--------|--------|-------|
| 人数 | 13 | 28 | 42 | 73 | 113 | 69 | 102 | 34 |
| 割合 % | 2.7 | 5.9 | 8.9 | 15.4 | 23.8 | 14.6 | 21.5 | 7.2 |



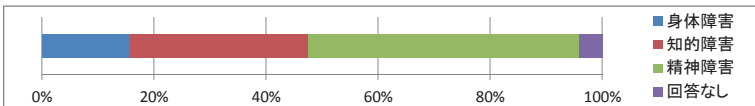
2 性別

| | 男性 | 女性 |
|------|------|------|
| 人数 | 271 | 204 |
| 割合 % | 57.1 | 42.9 |



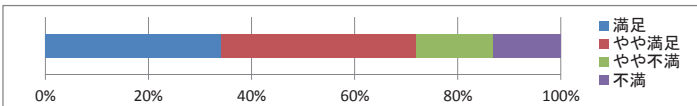
3 主たる障害

| | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 回答なし |
|------|------|------|------|------|
| 人数 | 75 | 153 | 232 | 20 |
| 割合 % | 15.6 | 31.9 | 48.3 | 4.2 |



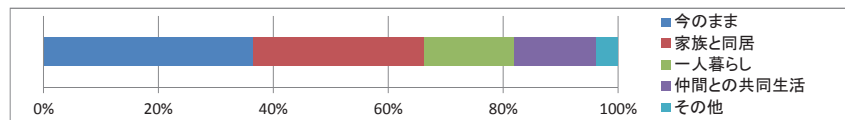
4 現在の暮らしに満足か

| | 満足 | やや満足 | やや不満 | 不満 |
|------|------|------|------|------|
| 人数 | 162 | 179 | 71 | 62 |
| 割合 % | 34.2 | 37.8 | 15.0 | 13.1 |



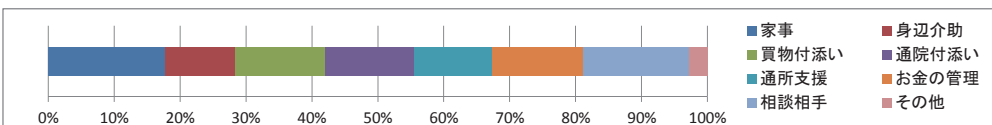
5 これから望む暮らし方

| | 今のまま | 家族と同居 | 一人暮らし | 仲間との共同生活 | その他 |
|------|------|-------|-------|----------|-----|
| 人数 | 173 | 140 | 74 | 68 | 18 |
| 割合 % | 36.6 | 29.6 | 15.6 | 14.4 | 3.8 |



6 施設退所後の在宅のための望むサービスは

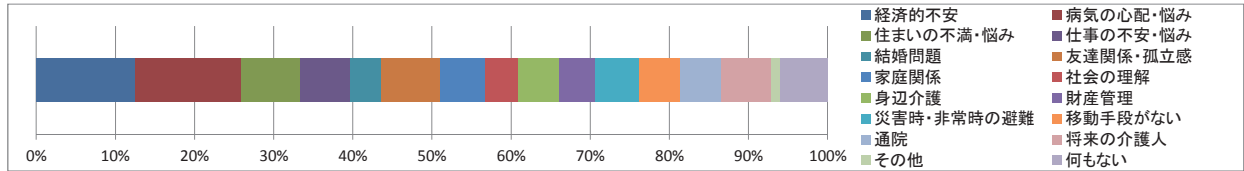
| | 家事 | 身辺介助 | 買物付添い | 通院付添い | 通所支援 | お金の管理 | 相談相手 | その他 |
|------|------|------|-------|-------|------|-------|------|-----|
| 人数 | 242 | 147 | 187 | 186 | 161 | 188 | 221 | 39 |
| 割合 % | 17.7 | 10.7 | 13.6 | 13.6 | 11.7 | 13.7 | 16.1 | 2.8 |



7 今困っていること、将来の不安や悩み

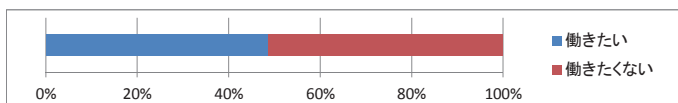
| | 経済的不安 | 病気の心配・悩み | 住まいの不満・悩み | 仕事の不安・悩み | 結婚問題 | 友達関係・孤立感 | 家庭関係 | 社会の理解 | 身辺介護 |
|------|-------|----------|-----------|----------|------|----------|------|-------|------|
| 人数 | 173 | 184 | 104 | 87 | 55 | 102 | 79 | 57 | 72 |
| 割合 % | 12.5 | 13.3 | 7.5 | 6.3 | 4.0 | 7.4 | 5.7 | 4.1 | 5.2 |

| | 財産管理 | 災害時・非常時の避難 | 移動手段がない | 通院 | 将来の介護人 | その他 | 何もない |
|------|------|------------|---------|-----|--------|-----|------|
| 人数 | 63 | 77 | 71 | 73 | 86 | 16 | 83 |
| 割合 % | 4.6 | 5.6 | 5.1 | 5.3 | 6.2 | 1.2 | 6.0 |



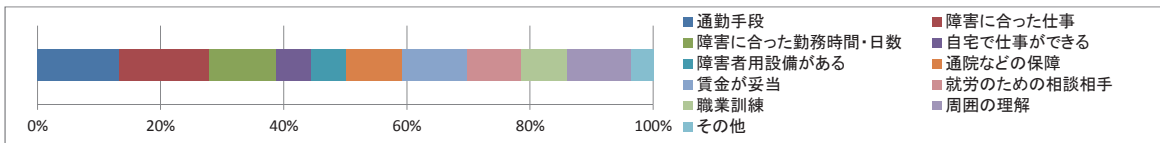
8 これから働きたいか

| | 働きたい | 働きたくない |
|------|------|--------|
| 人数 | 225 | 237 |
| 割合 % | 48.7 | 51.3 |



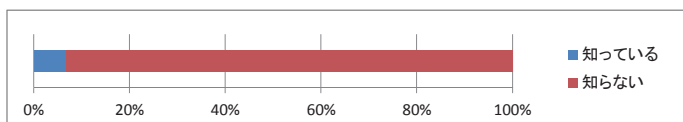
9 働く上で必要な条件整備

| | 通勤手段 | 障害に合った仕事 | 障害に合った勤務時間・日数 | 自宅で仕事ができる | 障害者用設備がある | 通院などの保障 | 賃金が妥当 | 就労のための相談相手 | 職業訓練 | 周囲の理解 | その他 |
|------|------|----------|---------------|-----------|-----------|---------|-------|------------|------|-------|-----|
| 人数 | 147 | 163 | 120 | 64 | 63 | 100 | 117 | 99 | 83 | 115 | 40 |
| 割合 % | 13.2 | 14.7 | 10.8 | 5.8 | 5.7 | 9.0 | 10.5 | 8.9 | 7.5 | 10.4 | 3.6 |



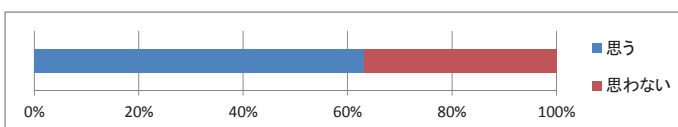
10 障害者差別解消のための相談窓口が県や市町に設置されていることを知っているか

| | 知っている | 知らない |
|------|-------|------|
| 人数 | 31 | 428 |
| 割合 % | 6.8 | 93.2 |



11 もし、差別があった場合、相談窓口へ相談したいと思うか

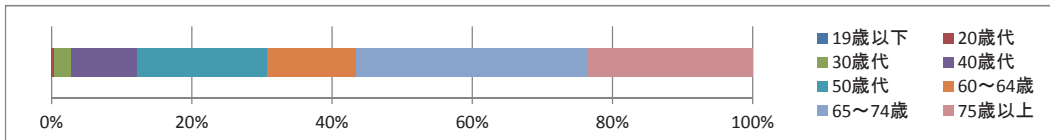
| | 思う | 思わない |
|------|------|------|
| 人数 | 285 | 166 |
| 割合 % | 63.2 | 36.8 |



【4 施設入所・入院の障害者の家族・介護人への調査結果】（施設入所等：家族等）

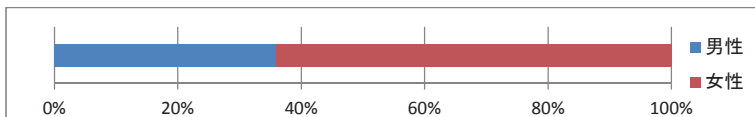
1 家族等の年齢

| | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 |
|------|-------|------|------|------|------|--------|--------|-------|
| 人数 | 0 | 1 | 5 | 21 | 41 | 28 | 73 | 52 |
| 割合 % | 0 | 0.5 | 2.3 | 9.5 | 18.6 | 12.7 | 33.0 | 23.5 |



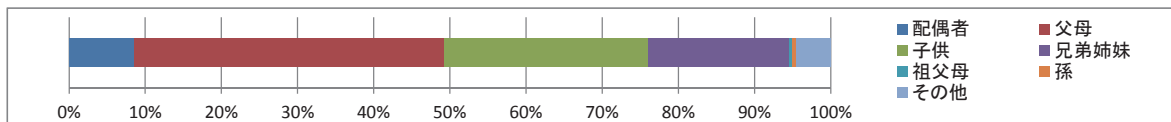
2 家族等の性別

| | 男性 | 女性 |
|------|------|------|
| 人数 | 79 | 141 |
| 割合 % | 35.9 | 64.1 |



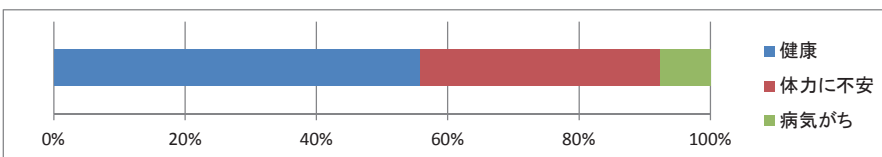
3 本人との関係(家族・介護者から見て)

| | 配偶者 | 父母 | 子供 | 兄弟姉妹 | 祖父母 | 孫 | その他 |
|------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 人数 | 19 | 90 | 59 | 41 | 1 | 1 | 10 |
| 割合 % | 8.6 | 40.7 | 26.7 | 18.6 | 0.5 | 0.5 | 4.5 |



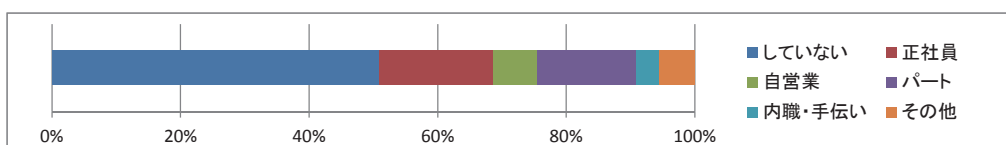
4 家族等の健康状態

| | 健康 | 体力に不安 | 病気がち |
|------|------|-------|------|
| 人数 | 124 | 81 | 17 |
| 割合 % | 55.9 | 36.5 | 7.7 |



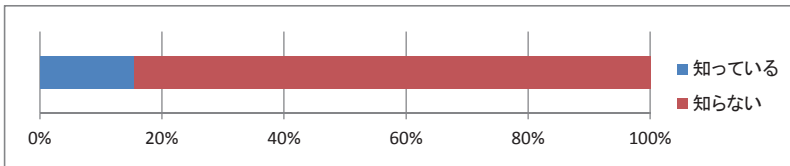
5 家族等の仕事の状況

| | していない | 正社員 | 自営業 | パート | 内職・手伝い | その他 |
|------|-------|------|-----|------|--------|-----|
| 人数 | 112 | 39 | 15 | 34 | 8 | 12 |
| 割合 % | 50.9 | 17.7 | 6.8 | 15.5 | 3.6 | 5.5 |



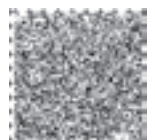
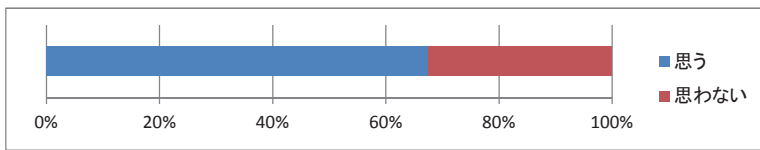
6 障害者差別解消のための相談窓口が県や市町に設置されていることを知っているか

| | 知っている | 知らない |
|------|-------|------|
| 人数 | 33 | 181 |
| 割合 % | 15.4 | 84.6 |



7 もし、差別があった場合、相談窓口へ相談したいと思うか

| | 思う | 思わない |
|------|------|------|
| 人数 | 144 | 69 |
| 割合 % | 67.6 | 32.4 |

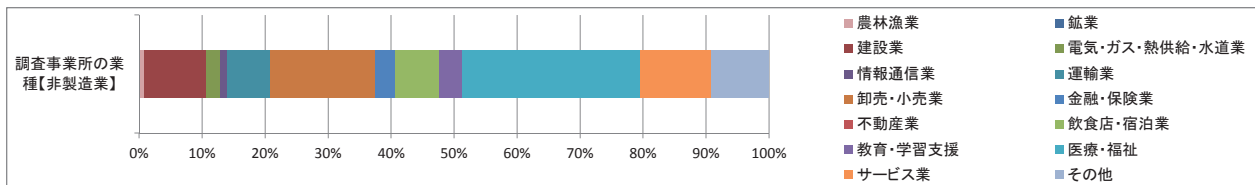
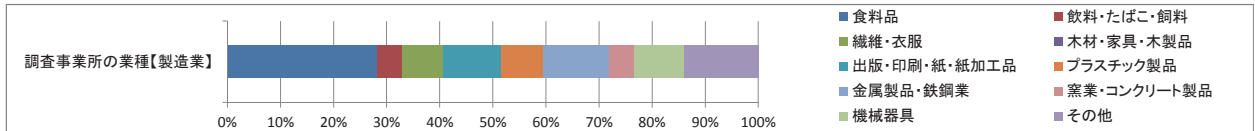


【5 事業所の調査結果】

1 調査事業所の業種

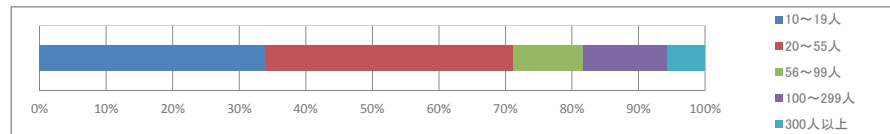
| 【製造業】 | 食料品 | 飲料・たばこ・飼料 | 繊維・衣服 | 木材・家具・木製品 | 出版・印刷・紙・紙加工品 | プラスチック製品 | 金属製品・鉄鋼業 | 窯業・コンクリート製品 | 機械器具 | その他 | 計 |
|-------|------|-----------|-------|-----------|--------------|----------|----------|-------------|------|------|-------|
| 事業所数 | 18 | 3 | 5 | 0 | 7 | 5 | 8 | 3 | 6 | 9 | 64 |
| 割合 % | 28.1 | 4.7 | 7.8 | 0 | 10.9 | 7.8 | 12.5 | 4.7 | 9.4 | 14.1 | 100.0 |

| 【非製造業】 | 農林漁業 | 鉱業 | 建設業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 情報通信業 | 運輸業 | 卸売・小売業 | 金融・保険業 | 不動産業 | 飲食店・宿泊業 | 教育・学習支援 | 医療・福祉 | サービス業 | その他 | 計 |
|--------|------|----|-----|---------------|-------|-----|--------|--------|------|---------|---------|-------|-------|-----|-------|
| 事業所数 | 2 | 0 | 27 | 6 | 3 | 19 | 45 | 9 | 0 | 19 | 10 | 77 | 31 | 25 | 273 |
| 割合 % | 0.7 | 0 | 9.9 | 2.2 | 1.1 | 7.0 | 16.5 | 3.3 | 0 | 7.0 | 3.7 | 28.2 | 11.4 | 9.2 | 100.0 |



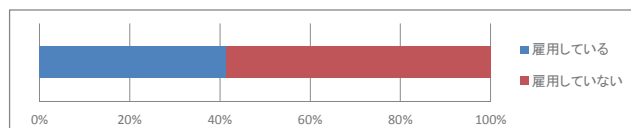
2 事業所のおおまかな規模

| 区分 | 10～19人 | 20～55人 | 56～99人 | 100～299人 | 300人以上 | 計 |
|------|--------|--------|--------|----------|--------|-------|
| 事業所数 | 114 | 126 | 35 | 43 | 19 | 337 |
| 割合 % | 33.8 | 37.4 | 10.4 | 12.8 | 5.6 | 100.0 |



3 障害者の雇用の有無

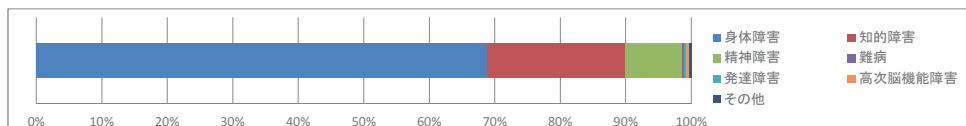
| 区分 | 雇用している | 雇用していない |
|------|--------|---------|
| 事業所数 | 140 | 199 |
| 割合 % | 41.3 | 58.7 |



4 雇用している事業所の雇用状況 (雇用者数は、各事業所最大で5名までの集計)

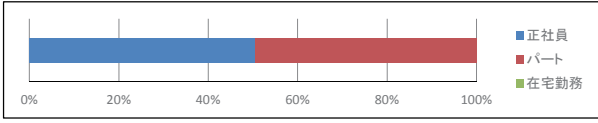
A 雇用された方の障害の種類

| 区分 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 難病 | 発達障害 | 高次脳機能障害 | その他 | 計 |
|------|------|------|------|-----|------|---------|-----|-------|
| 人数 | 190 | 58 | 24 | 1 | 1 | 1 | 1 | 276 |
| 割合 % | 68.8 | 21.0 | 8.7 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 100.0 |



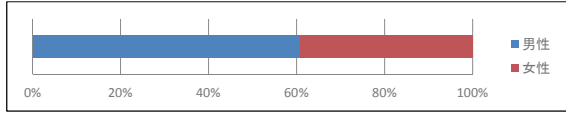
B 雇用形態

| 区分 | 正社員 | パート | 在宅勤務 | 計 |
|------|------|------|------|-------|
| 人数 | 139 | 136 | 0 | 275 |
| 割合 % | 50.5 | 49.5 | 0 | 100.0 |



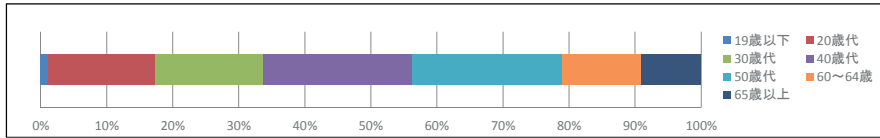
C 雇用された方の性別

| 区分 | 男性 | 女性 | 計 |
|------|------|------|-------|
| 人数 | 168 | 108 | 276 |
| 割合 % | 60.9 | 39.1 | 100.0 |



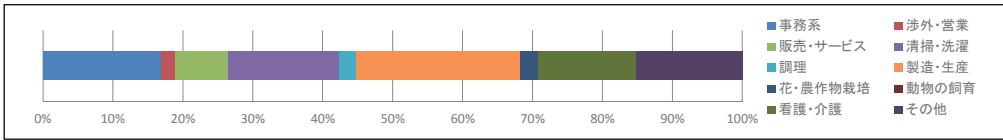
D 雇用された方の年齢

| 区分 | 19歳以下 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60～64歳 | 65歳以上 | 計 |
|------|-------|------|------|------|------|--------|-------|-------|
| 人数 | 3 | 45 | 45 | 62 | 63 | 33 | 25 | 276 |
| 割合 % | 1.1 | 16.3 | 16.3 | 22.5 | 22.8 | 12.0 | 9.1 | 100.0 |



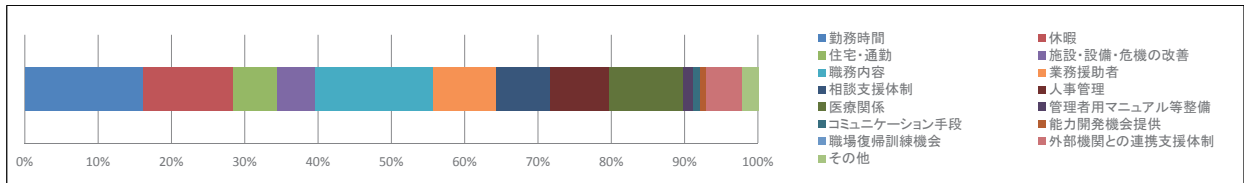
E 雇用された方の従事職種

| 区分 | 事務系 | 渉外・営業 | 販売・サービス | 清掃・洗濯 | 調理 | 製造・生産 | 花・農作物栽培 | 動物の飼育 | 看護・介護 | その他 | 計 |
|------|------|-------|---------|-------|-----|-------|---------|-------|-------|------|-------|
| 人数 | 50 | 6 | 22 | 47 | 7 | 69 | 8 | 0 | 41 | 45 | 295 |
| 割合 % | 16.9 | 2.0 | 7.5 | 15.9 | 2.4 | 23.4 | 2.7 | 0 | 13.9 | 15.3 | 100.0 |



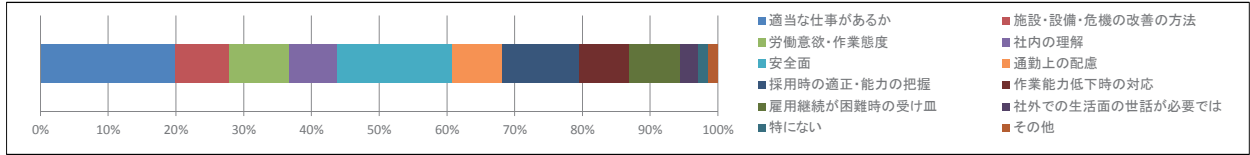
5 障害者を雇用している事業所で、雇用上で配慮していること

| 区分 | 勤務時間 | 休暇 | 住宅・通勤 | 施設・設備・危機の改善 | 職務内容 | 業務援助者 | 相談支援体制 | 人事管理 |
|------|------|--------------|-------------|-------------|----------|--------------|--------|-------|
| 事業所数 | 66 | 50 | 25 | 21 | 66 | 35 | 30 | 33 |
| 割合 % | 16.1 | 12.2 | 6.1 | 5.1 | 16.1 | 8.6 | 7.3 | 8.1 |
| 区分 | 医療関係 | 管理者用マニュアル等整備 | コミュニケーション手段 | 能力開発機会提供 | 職場復帰訓練機会 | 外部機関との連携支援体制 | その他 | 計 |
| 事業所数 | 41 | 6 | 4 | 3 | 0 | 20 | 9 | 409 |
| 割合 % | 10.0 | 1.5 | 1.0 | 0.7 | 0 | 4.9 | 2.2 | 100.0 |



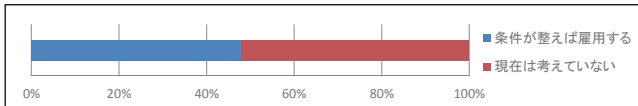
6 障害者を雇用する際に、不安に思うのは

| 区分 | 適当な仕事があるか | 施設・設備・危機の改善の方法 | 労働意欲・作業態度 | 社内の理解 | 安全面 | 通勤上の配慮 | 採用時の適正・能力の把握 |
|------|------------|----------------|-----------------|-------|------|--------|--------------|
| 事業所数 | 214 | 86 | 94 | 76 | 182 | 79 | 123 |
| 割合 % | 19.9 | 8.0 | 8.8 | 7.1 | 16.9 | 7.4 | 11.5 |
| 区分 | 作業能力低下時の対応 | 雇用継続が困難時の受け皿 | 社外での生活面の世話が必要では | 特にな | その他 | 計 | |
| 事業所数 | 80 | 80 | 29 | 15 | 16 | 1,074 | |
| 割合 % | 7.4 | 7.4 | 2.7 | 1.4 | 1.5 | 100.0 | |



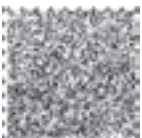
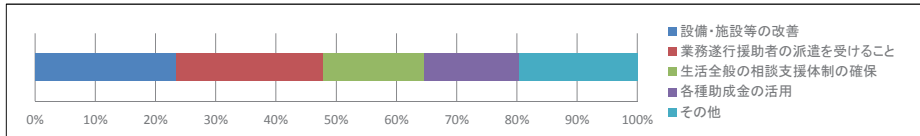
7 今後、障害者雇用をどう考えているか

| 区分 | 条件が整えば雇用する | 現在は考えていない |
|------|------------|-----------|
| 事業所数 | 151 | 164 |
| 割合 % | 47.9 | 52.1 |



8 7で条件が整えば雇用するとした事業所は、どういう条件を整える必要があるか

| 区分 | 設備・施設等の改善 | 業務遂行援助者の派遣を受けること | 生活全般の相談支援体制の確保 | 各種助成金の活用 | その他 |
|------|-----------|------------------|----------------|----------|------|
| 事業所数 | 49 | 51 | 35 | 33 | 41 |
| 割合 % | 23.4 | 24.4 | 16.7 | 15.8 | 19.6 |



佐賀県 健康福祉部 障害福祉課

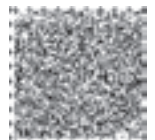
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話：0952-25-7401、0952-25-7064

F A X：0952-25-7302

E-Mail：shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp

U R L：http://www.pref.saga.lg.jp/



ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、バス・電車・船舶等で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。



これは音声コードです。
Uni-Voice 等で読み込むと
チラシの記載内容を読み上げます。